

2024 年度版

汚染負荷量賦課金

申告・納付の 手続き

手続き

最新版については
「賦課金 特設サイト」から
ダウンロードしてご確認ください

● はじめにお読みください	2
・ 申告・納付の流れ	2
・ 公害健康被害補償制度について	3
・ 制度の概要	3
・ 汚染負荷量賦課金とは?	4
・ 汚染負荷量賦課金の申告・納付について	4
・ 法的義務・罰則など	6
・ 申告手続きの解説動画について	6
● オンライン申告について	7

はじめに

● 申告書類を用意する	8
・ 申告書・算定様式・添付書類の選び方	10

準備

● 用紙申告の流れ	12
● オンライン申告の流れ	14
● 認証情報について	16
● オンライン申告システムからの申告について	17
● オンライン申告システムの使いかた	18

申告

作成のしかたについては、詳しくは別冊の「汚染負荷量賦課金 申告書類作成マニュアル」(青冊子)をご覧ください。

● 汚染負荷量賦課金の納付	40
● 納付書での納付	40
● Pay-easy (ペイジー) での納付	43

納付

● 誤りの多い事例	46
● Q&A	47
● PCの使用上のトラブルなど	50
● エラーなどの一覧	54

困ったとき

● 申告関係書類の入手方法等	57
● 名称等変更届出書	58
● 電子申告等届出書	62
● 代理人選任・解任届出書	64
● 関連法令集	66
● 他社商標について	72

必要なときに

はじめにお読みください

- 凡例
- 📄：用紙申告
 - 🌐：オンライン申告

申告・納付の流れ

「汚染負荷量賦課金 申告・納付の手続き」(本書:以下「申告・納付の手続き」)および「汚染負荷量賦課金 申告書類作成マニュアル」(別冊:以下「作成マニュアル」)をよくお読みになり、下記手順にしたがって、適正に申告納付いただきますようお願いいたします。

申告の期限：2024年5月15日(水) ※期限は毎年5月15日、土曜・日曜にあたる場合は翌月曜日

本書をご覧ください

別冊の「作成マニュアル」をご覧ください

本書をご覧ください

初めてオンライン申告するときは

「電子申告等届出書」を提出してください。

- 賦課金特設サイト (<https://www.erca.go.jp/fukakin/tokusetsu/>) (以下同じ) の各種届出書フォームから入力してください。(7ページ)

法人名・住所に変更がある場合は

「名称等変更届出書」を提出してください。

- 賦課金特設サイトの各種届出書フォームから入力してください。(7ページ)
- オンライン申告の事業者は、オンライン申告システム (<https://shinkoku.erca.go.jp>) にログインし、名称等変更届出書メニューで作成してください。34～37、58～61ページ

1 申告書類を用意する

- 「申告書類を用意する」(10ページ)のチャートにしたがって、申告書類またはExcel雛型ファイルを用意してください。

申告書類の入手のしかた

📄 **用紙申告**：汚染負荷量賦課金事務局より申告書と昨年の申告に使用した算定様式と同じ様式を送付します。不足がある場合は裏表紙に記載のフリーダイヤルまでお問い合わせください。

🌐 **オンライン申告**：オンライン申告システムにログインし、ダウンロードしてください。

- ログインするには、機構から発送される認証情報が必要です。認証情報は、「電子申告等届出書」により届け出のあった担当者に対して、送付します。

2 申告書類を作成する

- ① 各種データや基礎資料などを用意する。
- ② 必要に応じて、硫黄酸化物排出量(SOx排出量)の算定のための添付書類を作成する。
- ③ 各種データ・添付書類をもとに、所定の算定様式を作成する。
- ④ 算定様式をもとに、申告書を作成する。

3 申告する

- 申告前に、必要な申告書類・Excel雛型ファイルがそろっているか、確認してください。

📄：申告に必要な書類一式を「汚染負荷量賦課金事務局」に郵送してください。
送り先：〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町1丁目6番地 ICON 関内2F
株式会社東京商工リサーチ 横浜支店内

🌐：オンライン申告システムにログインし、作成した全てのExcel雛型ファイルを送信してください。送信後は、忘れずに送信記録を印刷し、大切に保管してください。

4 申告後にしていただきたいこと

- 汚染負荷量賦課金を忘れずに納付してください。
 - 提出した申告書類は大切に保管してください。
 - 📄：各申告書類の控えを保管してください。
 - 🌐：申告したExcel雛型ファイルと送信情報を出力し、保管してください。
- ※ 過去5年分の申告書類作成に使用した原始帳票類も、併せて保管してください。

公害健康被害補償制度について

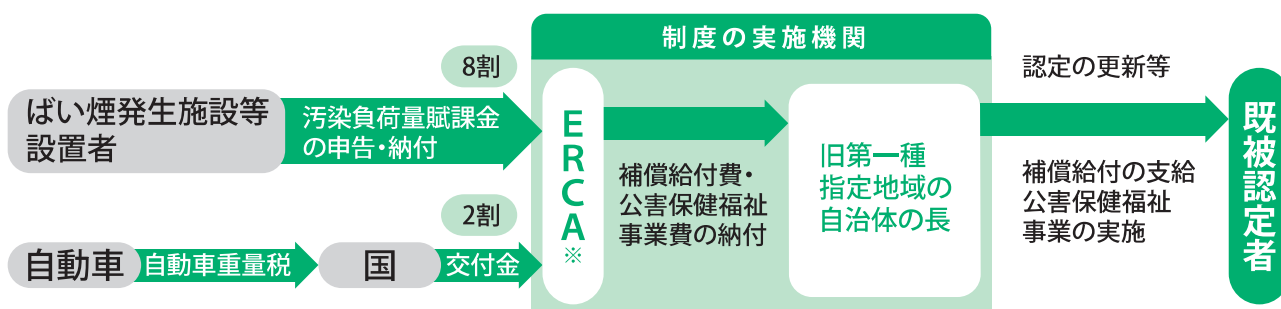
制度の概要

日本経済は、昭和30年(1955年)代から昭和40年(1965年)代にかけて目覚ましい発展を遂げました。反面、工場などが排出するばい煙、汚水などにより、環境汚染が進み地域住民に被害を及ぼしました。

こうした事態に対応して、公害による健康被害者の間には、訴訟により損害賠償を求める動きが活発になり、1971年(昭和46年)から1973年(昭和48年)にかけて、「四大公害裁判」の判決が出され、その結果を背景に公害による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るため、「公害健康被害補償制度」が創設されました。

大気汚染の状況の変化を踏まえ、1988年(昭和63年)の改正法施行により、第一種地域の全ての指定が解除され、新たな患者の認定は行われないこととなりましたが、指定解除前の大気汚染により健康被害を受け、認定されていた方々については引き続き認定の更新や補償給付などの支給が行われています。

制度概要図



※ ERCAは Environmental Restoration and Conservation Agency (独立行政法人環境再生保全機構) の略称です。

公害健康被害者旧第一種指定地域の補償について

公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「法」といいます。)に基づく公害健康被害者への補償給付などは、次の表のとおりです。

項目	内容	条文(法)
性格	民事責任を踏まえ、公害によって生じた健康被害の損害をてん補する。	第1条
対象	大気汚染の影響による健康被害としての慢性気管支炎等の4疾病。	第2条
認定の考え方	大気汚染による疾患(ぜん息等)については、大気汚染の影響によるものとして認定するための制度的取り決めとして、「指定地域」、「ばく露期間」及び「指定疾病」の3要件を定めている。	第4条
補償給付の種類	(1)療養の給付及び療養費 (5)児童補償手当 (2)障害補償費 (6)療養手当 (3)遺族補償費 (7)葬祭料 (4)遺族補償一時金	第3条
公害保健福祉事業の種類	(1)リハビリテーション事業 (4)家庭療養指導事業 (2)転地療養事業 (5)インフルエンザ予防接種費用助成事業 (3)療養用具支給事業 (6)禁煙治療費用助成事業	第46条
費用負担	(1)補償給付費 汚染原因者 … 全額 …… 汚染負荷量賦課金… 8割 自動車重量税引当… 2割 (2)公害保健 国 …… 4分の1 福祉事業費 都道府県等 … 4分の1 汚染原因者 … 2分の1 … 汚染負荷量賦課金… 8割 自動車重量税引当… 2割 (3)給付事務費 国 …… 2分の1 都道府県等 … 2分の1 (4)徴収事務費 一部国庫補助、残り汚染負荷量賦課金	第48～52条 附則第9条
汚染負荷量賦課金の徴収方法	(1)汚染に対する寄与の程度に応じて、徴収権限をもった「独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」といいます。)」が徴収する。 (2)ばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付する義務を負う。	第52～61条

はじめにお読みください

汚染負荷量賦課金とは？

汚染負荷量賦課金は、汚染原因者負担の原則に基づき、第一種地域の公害健康被害者に対する補償給付等に要する費用のうち8割分に充てるために、硫黄酸化物(SOx)の排出量に応じて負担を求めるものです。

その汚染負荷量賦課金の額が、納付義務者(事業者)が向上・事業場(事業所)で排出したSOxの排出量に応じて算定することになります。具体的には、指定地域解除前の排出量に基づく『過去分賦課金額』と、前年のSOx排出量に基づく「現在分賦課金額」を合算した額となります。

過去分賦課金額は、全国一律のSOxの単位排出量当たりの賦課金額である過去分賦課料率に、各事業所が1982年(昭和57年)から1986年(昭和61年)までの5年間に排出したSOx量に基づく「SOx累積換算量」を乗じて求めます。

現在分賦課金額は、各事業所の所在する地域に適用されるSOxの単位排出量当たりの賦課金額である現在分賦課料率に、申告する前年の1月1日から12月31日の間に排出したSOx排出量を乗じて求めます。

汚染負荷量賦課金額	=	過去分賦課金額	+	現在分賦課金額
過去分賦課金額	=	1982年(昭和57年)から1986年(昭和61年)までのSOx累積換算量	×	過去分賦課料率
現在分賦課金額	=	前年のSOx排出量	×	現在分賦課料率

汚染負荷量賦課金の申告・納付について

納付義務者の要件(法第52条)

汚染負荷量賦課金の納付義務者は、次に掲げる要件を満たす工場・事業場を有し、または、有していた事業者です。すなわち、1987年度(昭和62年度)に納付義務者であった者は、汚染負荷量賦課金を申告・納付する義務があります。

ばい煙発生施設等 (大気汚染防止法に定めるもの) を設置していた工場・事業場	① 1987年(昭和62年)4月1日にばい煙発生施設等を設置していたこと。
	② その施設が、硫黄酸化物を排出し得るものであったこと。
	③ その施設が設置されていた工場・事業場における最大排出ガス量*の合計が、指定地域解除前の地域区分に応じて定められていた次の量以上であったこと。 旧指定地域：5,000 m ³ /h その他地域：10,000 m ³ /h

* 最大排出ガス量とは、ばい煙発生施設を定格の能力(長時間安定して運転することができる最大限の能力)で運転したときの施設の排出ガス量(湿りガス)の合計をいいます。また、排風機(ブロワ)を使用している施設については、原則として排風機の排風能力(m³/h)をもって最大排出ガス量とします。
なお、最大排出ガス量の合計には、予備施設・休止施設などのガス量も含まれます。

[付記]

1988年(昭和63年)の制度改正後における納付義務者は、指定地域の解除が行われた年度である1987年度(昭和62年度)の初日、すなわち1987年(昭和62年)4月1日に上記要件を満たしていた工場・事業場を設置していた事業者であり、1987年(昭和62年)4月2日以後に、ばい煙発生施設を改造または廃止したことなどによって、当該工場・事業場の最大排出ガス量の合計が、旧指定地域5,000 m³/h未滿、その他地域10,000 m³/h未滿に減少した場合、工場・事業場を閉鎖または廃止した場合でも汚染負荷量賦課金を申告・納付する義務があります。

申告・納付について(法第55条第1項)

汚染負荷量賦課金は、国の税金と同様、納付義務者が自主的に申告・納付することになっています。したがって、納付義務者は、汚染負荷量賦課金の額を計算し、工場・事業場ごとに申告書を作成のうえ、**年度の初日から45日以内**に申告し、汚染負荷量賦課金を納付しなければなりません。

2024年度の汚染負荷量賦課金については、**2024年5月15日(水)まで**に、申告・納付してください。

申告・納付などについて、不明な点がございましたら、「お問い合わせフォーム」からお問い合わせください。

■その他

- 収集した個人情報(公害健康被害補償制度に関する業務の範囲内で適切に取り扱います。なお、外部に委託して発送等の手続きを行う場合、委託先との契約により、情報の取り扱い、安全確保等の規定を設け、適正な取り扱いを行うことを義務付けています。
- 提出された書類に不備がある場合、その他必要がある場合は、機構および汚染負荷量賦課金事務局から文書または電話で書類の提出を求めることがあります。
- 申告・納付および適正・公平な徴収のため、機構および汚染負荷量賦課金事務局担当者が工場・事業場などにお伺いすることがあります。

■賦課金業務の委託先

賦課金に係る申告関係書類の発送や受付業務については、2024年度から「株式会社東京商工リサーチ」が新たな委託先となりました。

<委託先情報>株式会社東京商工リサーチ 横浜支店内 汚染負荷量賦課金事務局（以下「賦課金事務局」という。）

■申告書の提出先

📄：用紙申告の事業者は、書類一式を賦課金事務局に郵送してください。

送り先：〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町1丁目6番地 ICON 関内2F
株式会社東京商工リサーチ 横浜支店内 賦課金事務局

🌐：オンライン申告の事業者は、オンライン申告システムにログインし、作成した全てのExcel雛型ファイルをアップロードしてください。アップロード後は、忘れずに送信記録を印刷し、大切に保管してください。

■申告書に添付すべき書類（法第55条第2項、施行規程第6条）

申告書の提出に当たっては、2023年（令和5年）1月1日から2023年（令和5年）12月31日までの硫黄酸化物（以下「SOx」といいます。）の排出量を証する次の書類などを添付することになっています。汚染負荷量賦課金を納付したことを示す書類（納付書）は、添付の必要はありません。

また、申告書の審査において、必要がある場合には、機構から文書または電話で同書類作成の基礎となった原始帳票などの提出を求めることがあります。

・各申告書類の作成のしかたについて、詳しくは別冊の「申告書類作成マニュアル」（青冊子）をご覧ください。

●SOxの年間排出量の算定の過程を示す書類

・所定の様式（A～D様式）によって作成してください。

●燃原料*および廃棄物の使用量、密度および含有硫黄分を明らかにする書類

・購入先の成績表などによる場合

同じ月に密度および含有硫黄分の異なる燃原料を使用し加重平均を要する場合は、加重平均一覧表を作成し添付してください。

・自社測定値による場合

密度および含有硫黄分の数値が、自社測定値によらざるを得ない場合は、その理由、測定方法、測定者および測定データを明記したものを添付してください。

※ 燃原料とは、燃料および原材料のことです。（以下「燃原料」といいます。）

●脱硫効率を明らかにする書類

・脱硫によって除去されるSOxがある場合は、E様式を添付してください。

●排出ガス測定結果を明らかにする書類

・排出ガス測定によってSOxの排出量を求める場合は、b様式を添付してください。

●E様式およびb様式によることができない場合

・E様式およびb様式によることができない場合は、それらの算定過程および測定結果を明らかにする書類を添付してください。

●算定についてご不明な場合は、「お問い合わせフォーム」よりお問い合わせください。

■工場・事業場の閉鎖などにより、SOx年間排出量の算定を行う必要がない場合

申告書は、工場・事業場の閉鎖などがあっても作成し、提出してください。

※前年以前に施設を廃止した場合

前年中（1月～12月）に当該工場から排出された全てのSOxが申告の対象となります。全ての施設を廃止し、前年にSOxの排出がない場合は、算定様式を作成する必要はありません。

なお、過去分賦課金については、これまでどおり申告・納付する必要があります。

※前年の途中で施設を廃止した場合

前年の途中で施設を廃止などした場合、前年1月から廃止した月までの間は、算定様式を作成し、SOx排出量を算定する必要があります。申告書と併せて算定様式を提出してください。

この場合、現在分賦課金と過去分賦課金の合計額を申告・納付する必要があります。

■年間SOx排出量の算定の対象となる施設

工場・事業場における全ての施設などから、前年に排出されたSOx排出量を算定してください。

● 1987年（昭和62年）4月2日以降に新設および増設した施設

● 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設以外の施設（小型の貫流ボイラーなど）

● 非常用発電機、消火用施設、フレアスタックなど

はじめにお読みください

法的義務・罰則など

書類の保存義務

- 汚染負荷量賦課金に関する書類は、その完結の日から5年間保存してください。(法施行規程第19条)
※保存が必要な書類には、過去5年間分の申告に係る原始帳票類を含みます。

強制徴収・罰則

- 汚染負荷量賦課金を納付期限までにその全額を納めなかった場合は、国税滞納処分の例によって強制徴収(差押等)されます。(法第57条)
- 機構は、汚染負荷量賦課金の徴収に関し必要があると認めるときは、ばい煙発生施設等設置者に対し、文書その他の物件の提出を求めることがあります。(法第60条の2)
- 機構から文書その他の物件の提出を求められ、これに従わなかった場合や、虚偽の記載をした資料を提出した場合は20万円以下の罰金を科せられることがあります。(法第146条)

その他規則

- 所定の期限までに申告書の提出がなかった場合および申告した汚染負荷量賦課金の額に不足額があるが修正申告しなかった場合は、機構が汚染負荷量賦課金の額を決定し、ばい煙発生施設等設置者に通知することになっています。(法第55条第3項)
- 法の施行のため必要がある場合は、環境大臣がばい煙発生施設等設置者に対し報告を求めたり、担当官が立入検査を行うことがあります。(法第141条)
- 第141条第1項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。(法第147条)

申告手続きの解説動画について

制度の概要、申告書類の作成方法、オンライン申告の方法などを解説した動画を、「賦課金特設サイト」でご覧になることができます。

1 下記URLにアクセスする。

- <https://www.erca.go.jp/fukakin/tokusetsu/> URLを入力する際「https」の「s」の入力もれにご注意ください。

2 「賦課金特設サイト」の解説動画をクリックする。

- 解説動画一覧画面が表示されます。



お知らせ

- 制度の概要については下記URLでご覧になることができます。
<https://www.erca.go.jp/fukakin/douga/gaiyou.html>

オンライン申告について

オンライン申告におけるセキュリティについて

不正アクセスの防止について

- 事前登録を基に認証情報（ユーザID、仮パスワード、認証用ファイル（K2Hファイル））の発行を行っています。

通信経路上の盗聴防止について

- 通信経路上における盗聴防止のために、オンライン申告でのデータの送受信は暗号化されており、暗号化する際の技術は世界標準である「256ビット TLS (Transport Layer Security) 暗号化通信」を採用しています。

情報の保護について

- 申告書などの情報を記録しているサーバやデータベースはファイアウォールとウイルス対策技術などにより厳重に保護されています。

ログイン受付時間

オンライン申告システムにアクセスできる受付時間は、下記のとおりです。

期間	平日	土日祝
翌年度の算定様式先行ダウンロード期間	11月 1日～3月31日	24時間受付
申告期間	4月 1日～5月15日	24時間受付
その他の期間	5月16日～3月31日	9:00～18:00

翌年度の算定様式の先行ダウンロードについて

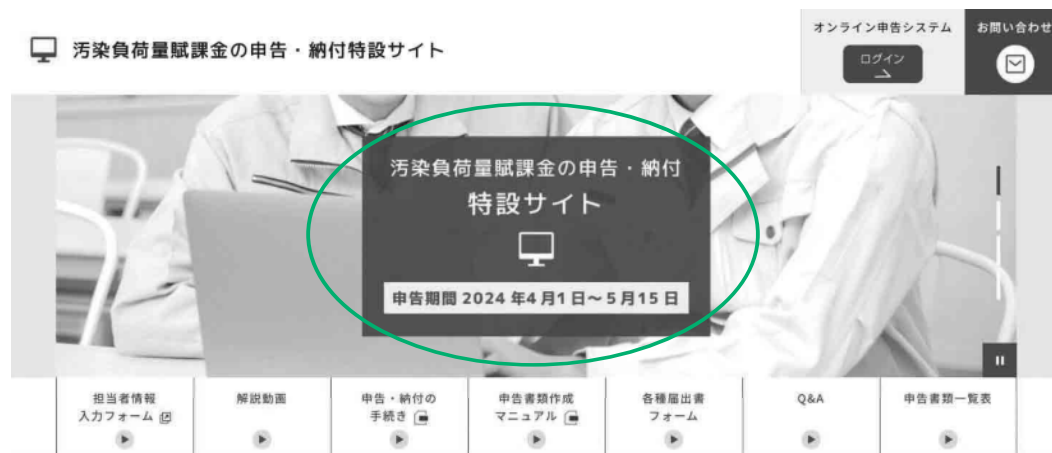
オンライン申告を行っている事業者の皆様には、**翌年度申告の準備を早期に行えるよう**、翌年度の算定様式（A～D様式）、補正後の脱硫効率の算定過程を示す書類（E様式）、排出ガス測定の結果を示す書類（b様式）および加重平均一覧表のExcel雛型ファイルを毎年度11月1日以降、**先行してダウンロードいただけます**。

オンライン申告メニューの「先行ダウンロード」より実施できます。（39ページ）

「賦課金 特設サイト」のお知らせ

<https://www.erca.go.jp/fukakin/tokusetsu/>

「賦課金 特設サイト」は、各種資料や解説動画などを掲載している賦課金に関する総合情報サイトです。



申告書類を用意する

申告書類には以下の種類があります。

10ページのチャートに従って、正しい書類を用意してください。

汚染負荷量賦課金申告書

汚染負荷量賦課金の納付義務者(4ページ)が、汚染負荷量賦課金を申告・納付するために使用する書類です。所定の算定様式によって算定したSOx排出量に基づき、汚染負荷量賦課金を算定し、入力します。

納付書

汚染負荷量賦課金を納付するための書類です。所定の納付書を郵送しますので、納付に当たってはこちらをご使用ください。

- 汚染負荷量賦課金は、ペイジー (Pay-easy) で納付することもできます。ペイジー (Pay-easy) での納付について、詳しくは43～45ページをご覧ください。

A様式

燃原料および廃棄物(清掃工場などで焼却する廃棄物を除く)の使用量、密度および含有硫黄分からSOx排出量を求める場合に使用する最も標準的な様式です。

- 脱硫装置などを使用し脱硫効率を適用する場合は
→E様式も作成し、提出してください。
- 同じ月に、密度や含有硫黄分の異なる燃原料を使用した場合は
→それぞれの成績表などの数値を使用して加重平均した値を入力してください。
また、その場合加重平均一覧表を作成し、提出してください。
- 地方公共団体等の清掃工場で焼却する廃棄物の使用量、密度および含有硫黄分から算定する場合
→A様式ではなく、D様式を使用してください。

B様式

燃原料の使用量および含有硫黄分などを正確に把握することが困難なため、排出ガス測定によってSOx排出量を求める場合に使用する様式です。

- 排出ガス測定の頻度は
→原則2か月に1回以上測定してください。
- 測定する項目は
→各回ごとに排出ガス量、SOx濃度、O₂濃度を測定することが必要です。
- 必要な添付書類について
→B様式に入力する排出ガス量およびSOx濃度を明らかにするために**b様式**を作成し、提出してください。
- 燃原料の使用量および含有硫黄分などを正確に把握できる場合は
→B様式は使用せず、**A様式**で算定してください。
- 脱硫装置のある施設で、測定適用期間において、脱硫装置の稼働時間が施設の稼働時間と異なる場合は
→脱硫装置の稼働時と停止時に分けて排出ガス測定を行い、個々にB様式を作成してください。

C様式

燃原料の含有硫黄分が、製品などに吸収または残留する場合に使用する様式です。

「装入した燃原料」と、そこから「産出した製品」それぞれの量および含有硫黄分を把握することにより「装入側硫黄量」および「産出側硫黄量」を計算し、「装入側硫黄量」から「産出側硫黄量」を引いてSOx排出量を求めます。

この様式は、原則として事業所ごとではなく、施設ごとに作成してください。

- 1つの事業所で複数の施設の算定を行う場合は、施設の数だけExcel雛型ファイルをコピーし、施設ごとに作成してください。他の様式とは異なり、1つのファイルで複数の施設の算定を行うことはできません。

- 脱硫装置(排煙脱硫または集じん等脱硫)を使用し、脱硫効率を適用する場合は
→E様式も作成し、提出してください。
- 同じ月に、密度や含有硫黄分の異なる燃原料を使用した場合は
→それぞれの成績表などの数値を使用して加重平均した値を入力してください。
また、その場合加重平均一覧表を作成し、提出してください。

D様式

地方公共団体等の清掃工場などが廃棄物を焼却する際に発生するSOx排出量を算定する場合に使用します。

D様式(a)

廃棄物などの含有硫黄分によって算定する場合は、**D様式(a)**で算定してください。

- 脱硫装置などを使用し、脱硫効率を適用する場合は
→ E様式も作成し、提出してください。
- 焼却の際に、1年間で密度や含有硫黄分の異なる助燃剤を使用した場合は
→ それぞれの成績表などの数値を使用して加重平均した値を入力してください。
また、その場合**加重平均一覧表**を作成し、提出してください。

D様式(b)

排出ガス測定によって算定する場合は、**D様式(b)**で算定してください。

- 必要な添付書類について
→ D様式(b)に入力する排出ガス量およびSOx濃度を明らかにするために**b様式**を作成し、提出してください。
- 排出ガス測定の頻度は
→ 原則2か月に1回以上測定してください。
- 測定する項目は
→ 各回ごとに排出ガス量、SOx濃度、O₂濃度を測定することが必要です。
- 焼却の際に、1年間で密度や含有硫黄分の異なる助燃剤を使用した場合は
→ それぞれの成績表などの数値を使用して加重平均した値を入力してください。
また、その場合**加重平均一覧表**を作成し、提出してください。

E様式

排煙脱硫装置などを使用している施設について、脱硫効率を算定する際に使用します。

排煙脱硫装置などの稼働率や排出ガスの処理割合などを乗じて、補正後の脱硫効率を算定します。

- A様式、C様式、D様式(a)の算定様式を作成時、必要に応じて作成する必要があります。
- 補正後の脱硫効率の算定1回につき1枚作成してください。
(例：年6回測定し、補正後の脱硫効率を算定した場合は、E様式を6枚(6回分)作成してください。)

b様式

B様式、D様式(b)を使用してSOx排出量を算定する場合の測定結果を明らかにするための書類です。

- 1枚に、3回分の測定データを入力することができます。
- 排出ガス測定の頻度は
→ 原則2か月に1回以上測定してください。
ただし、大気汚染防止法、電気事業法でSOx量の常時測定義務がある施設については、1か月間の平均値を使用して月1回の算定としてください。
- 脱硫装置などのある施設で、測定適用期間において、脱硫装置などの稼働時間が施設の稼働時間と異なる場合は
→ 脱硫装置の稼働時と停止時に分けて排出ガス測定を行い、個々にB様式を作成してください。

加重平均一覧表

同じ月に含有硫黄分の異なる燃原料を使用したときに、それぞれの燃原料を加重平均するための一覧表です。

- A～D様式を作成時、必要に応じて作成場合があります。

その他添付書類

自社測定により密度や含有硫黄分を算定している場合やE様式およびb様式によることができない場合は、自社測定の結果やSOx濃度、排出ガス量の測定結果などを添付してください。

- 自社測定により密度や含有硫黄分を算定している場合は、その理由、測定方法、測定者および測定データを明記したものを添付してください。
- E様式およびb様式によることができない場合、SOx濃度、排出ガス量の測定結果などを添付してください。

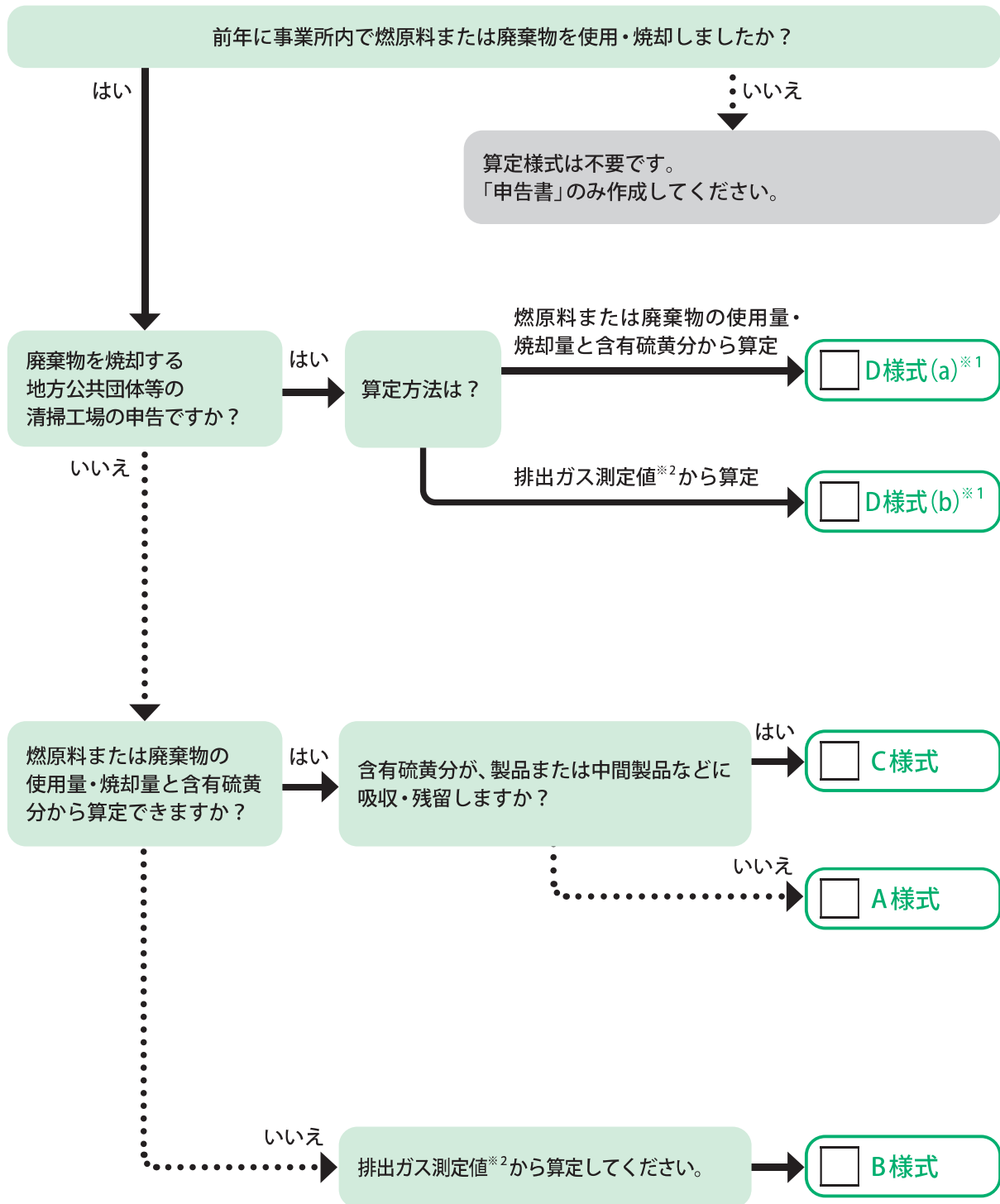
申告書類を用意する

申告書・算定様式・添付書類の選び方

下記のチャートに従って、必要な申告書類を一式用意してください。

- 対象となる事業所が複数ある場合は、事業所ごとに一式ずつ必要となります。
- 覚えのため、必要な書類のチェックボックスにチェック (☑) を入れておくことをお勧めします。

1 必要な算定様式を確認する



※1「D様式(a)」と「D様式(b)」は、どちらも「D様式」の算定様式を使用します。

※2 原則として、測定は2か月に1回以上の頻度で実施してください。

2 必要な添付書類を確認する

D様式 (a) の添付書類を用意する

脱硫装置などの使用により脱硫効率の適用がありますか？

はい → E様式*

いいえ → 不要

助燃剤を使用しましたか？

はい → 前年の1月から12月までの間に密度や含有硫黄分の異なる助燃剤を使用しましたか？

はい → 加重平均一覧表

いいえ → 不要

D様式 (b) の添付書類を用意する

「D様式 (b)」を作成する場合、「b様式」の添付が必要となります。

b様式*

A様式・C様式の添付書類を用意する

脱硫装置などの使用により脱硫効率の適用がありますか？

はい → E様式*

いいえ → 不要

同じ月に密度や含有硫黄分の異なる燃原料を使用しましたか？

はい → 加重平均一覧表

いいえ → 不要

密度や含有硫黄分について自社測定値を使用しましたか？

はい → その他の添付書類

いいえ → 不要

B様式の添付書類を用意する

「B様式」を作成する場合、「b様式」の添付が必要となります。

b様式*

*E様式またはb様式によることができない場合にはそれに代わる書類(その他の添付書類)を添付してください。

用紙申告の流れ

1 申告書類を用意する

申告書類を入手する

- 汚染負荷量賦課金事務局より申告書と昨年の申告に使用した算定様式と同じ様式を送付します。不足がある場合は裏表紙に記載のフリーダイヤルまでお問い合わせください。10 ページのチャートに従って、必要な書類がそろっているか確認してください。

新たに代理人を選任・解任する場合

- 申告までに「**代理人選任・解任届出書**」を提出してください。
 - ・賦課金特設サイト (<https://www.erca.go.jp/fukakin/tokusetsu/>) の各種届出書フォームへの入力 (7 ページ)
 - (提出先: 汚染負荷量賦課金事務局 または 機構の補償業務部調査管理課)

お願い

- 代理人を選任せずに、**代表者名により申告**いただくことを推奨しています。
- 届出者の欄には、必ず代表者の氏名 (代理人は不可) を記入してください。
- すでに届け出ている代理人が申告する場合は、「**代理人選任・解任届出書**」の提出は不要です。

法人などの名称・住所などが変更となった場合

- 申告前に「**名称等変更届出書**」を提出してください。
 - ・オンライン申告の事業者は、オンライン申告システムから届出
 - ・賦課金特設サイトの各種届出書フォームへの入力 (7 ページ)
- 届出者の欄には、必ず代表者 (または代理人) の氏名を記入してください。
- 申告書に変更後の名称や住所などを記載するだけでは変更されません。必ず「**名称等変更届出書**」を提出してください。
- 変更理由に応じて、届出の内容を確認するための下記の書類 (客観的にわかるもの) を添付してください。なお、これらのほかの書類も必要に応じて提出していただくことがあります。

別途ご用意いただきたいもの

変更理由	確認書類
全面廃止または工場移転の場合	①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書 (写)
合併の場合	①合併契約書 (写) ②会社登記簿謄本 (写)
会社分割・事業譲渡の場合	①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承継届出書 (写) ②分割契約書 (写)、事業譲渡契約書 (写) など ③会社登記簿謄本 (写)
施設の賃貸借・譲渡、土地・建物の信託の場合	①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承継届出書 (写) ②賃貸借契約書 (写)、施設譲渡契約書 (写)、土地信託契約書 (写)、土地信託受益権売買契約書 (写) 等のうち、変更内容に該当するもの ③会社登記簿謄本 (写)

※国税庁法人番号公表サイト等において合併したこと及び合併後の法人名を確認できる場合には提出不要です。

2 申告書類を作成する

申告書類の作成のしかたについて、詳しくは「申告書類作成マニュアル」(青冊子)をご覧ください。

各種測定データを用意する

使用した燃原料の購入量や使用量を把握した伝票・月報などの帳票、燃原料購入先が作成した成績表、対象施設の稼働時間のデータ、排出ガス測定結果を示す計量証明書など、**算定様式・添付書類を作成するために必要なデータ**を用意してください。

必要に応じて添付書類を作成する

10 ページのチャートに従って、**算定様式**を作成するための加重平均一覧表などの添付書類が必要な場合には該当する書類を作成してください。

月報・試験成績表・測定データ・添付書類をもとに算定様式を作成する

各種データおよび添付書類の内容をもとに、**算定様式**を作成してください。

算定様式をもとに申告書を作成する

算定様式で計算したSOx量をもとに、前年のSOx排出量を確定し、**申告書**を作成してください。

申告書類作成時のお願い

- 申告書は4枚1組、算定様式は3枚1組の複写式となっておりますので、黒のボールペンではっきり記入してください。
- 用紙申告では、必ず複写式の申告書類をお使いください。Excel雛型ファイルはお使いになれません。

3 申告・納付する

申告の前に

- 必要な申告書・算定様式・添付書類がそろっているか、確認してください。

申告のしかた

- 申告書(事業所ごとに1枚)及び算定様式・添付書類(必要な分)一式を汚染負荷量賦課金事務局に郵送してください。
- 「申告書」及び「算定様式」の最終ページは、「事業者用」控となっておりますのであらかじめ取り外して保管してください。

納付について

- 所定の納付書を使用して、取扱金融機関で汚染負荷量賦課金を納付してください。申告書に記入した金額と同じ金額で納付してください。取扱金融機関一覧は、42ページをご覧ください。
- 汚染負荷量賦課金は、ペイジー(Pay-easy)で納付することもできます。ペイジー(Pay-easy)での納付について、詳しくは43～45ページをご覧ください。

申告後にしていただきたいこと

- 汚染負荷量賦課金に関する書類は、その完結の日から5年間保存しておいてください。(法施行規程第19条)保存が必要な書類には、過去5年間分の申告に係る原始帳票類を含みます。

オンライン申告の流れ

1 オンライン申告の準備

作業環境を確認する

オンライン申告できる環境は下記のとおりです。

項目	条件
OS	Windows10、Windows11
ソフト	Excel2016、Excel2019、Excel2021
ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome
接続環境	256ビット TLS 暗号化通信が可能なこと

- 上記動作環境は、OSとアプリケーションを標準的な環境でインストールしている状況下で動作確認を行ったものです。事業者の固有な環境により動作不良が発生する場合がありますので、必要に応じ事業者のシステム管理者に確認して適切な対応を行ってください。

電子申告等届出書を作成し提出する

- 以下の方法で「電子申告等届出書」を提出してください。
 - ・ 賦課金特設サイト (<https://www.erca.go.jp/fukakin/tokusetsu/>) の各種届出書フォームへの入力 (7ページ)
- ①オンライン申告を初めて行うとき、②賦課金番号(ユーザID)が変わるとき「電子申告等届出書」を賦課金特設サイト(7ページ)より提出してください。「電子申告等を行う者」に変更があっても、再度提出していただく必要はありません。
- オンライン申告を行うには「オンライン申告システム」にログインするための認証情報が必要です。認証情報はメールまたは郵送にて担当者へ送付します。
- 「電子申告等届出書」は、「代理人選任・解任届出書」を兼ねないこととなりましたので、代理人が変わっても提出は不要です。

新たに代理人を選任・解任する場合

- 賦課金特設サイト (<https://www.erca.go.jp/fukakin/tokusetsu/>) の各種届出書フォーム(7ページ)から「代理人選任・解任届出書」を入力、提出してください。
- 代理人を選任せずに、代表者名により申告いただくことを推奨しています。代表者名で申告いただく場合は「代理人選任・解任届出書」の提出は不要です。

2 申告書類を用意する

認証情報を用意する

機構から送付された下記の認証情報(16ページ)が必要です。

- ユーザID(汚染負荷量賦課金番号と同じ番号)
- 仮パスワード
- 認証用ファイル(K2Hファイル)

「オンライン申告システム」にログインする

- 賦課金特設サイトに「オンライン申告システム」のログインボタンがあります。
- 「オンライン申告システム」にアクセスして、認証情報を入力し、ログインしてください。(18ページ)
- ログイン後、機構から発行された仮パスワードを任意のパスワードに変更してください。(19ページ)

申告書類をダウンロードする

- 「オンライン申告システム」から、10ページのチャートに従って、必要な申告書類のExcel雛型ファイルをダウンロードしてください。(22、23ページ)
- 前年度、オンライン申告またはFD・CD申告を行った場合は、保管されている前年度の申告用Excel雛型ファイル一式も用意してください。

法人などの名称・住所などが変更となった場合

- 「オンライン申告システム」の「名称等変更届出書」を選択し、表示画面に直接入力のうえ、送信してください。(34～37ページ) 申告書に変更後の名称や住所などを記載するだけでは変更されません。必ず名称等変更届出書を提出してください。
- 「オンライン名称等変更届出書」では、下記の変更を届け出すことができます。
 - ・ 「納付義務者」の名称・住所変更
 - ・ 「対象工場・事業場」の名称・住所変更
 - ・ 「申告書などの送付先」の変更
- 事業所の合併、分割、譲渡などで賦課金番号が変わる場合は、改めて「電子申告等届出書」を提出してください。
- 変更理由に応じて別途ご用意いただく書類については36ページを事前にご確認ください。

3 申告書類を作成する

申告書類の作成のしかたについて、詳しくは「申告書類作成マニュアル」(青冊子)をご覧ください。

各種測定データを用意する

使用した燃原料の購入量や使用量を把握した伝票・月報などの帳票、燃原料購入先が作成した成績表、対象施設の稼働時間のデータ、排出ガス測定結果を示す計量証明書など、算定様式・添付書類を作成するために必要なデータを用意してください。

必要に応じて添付書類を作成する

10 ページのチャートに従って、算定様式を作成するための加重平均一覧表などの添付書類が必要な場合には該当する書類を作成してください。

月報・試験成績表・測定データ・添付書類をもとに算定様式を作成する

各種測定データおよび添付書類の内容をもとに、算定様式を作成してください。

算定様式をもとに申告書を作成する

算定様式で計算したSOx量をもとに、前年のSOx排出量を確定し、申告書を作成してください。

4 申告・納付する

申告の前に

- 必要な申告書・算定様式・添付書類のExcel雛型ファイルがそろっているか、確認してください。
- Excel雛型ファイルのほかに、必要な添付書類がある場合は、それらのファイルもそろっているか、確認してください。

申告のしかた(アップロード送信)

- 「オンライン申告システム」から、申告用に作成したExcel雛型ファイル一式及び添付書類を全て送信してください。(26～29 ページ)
- 送信が完了したら、送信記録を印刷してください。(27 ページの手順8)

納付について

- 所定の納付書を使用して、取扱金融機関で汚染負荷量賦課金を納付してください。申告書に記入した金額と同じ金額で納付してください。取扱金融機関一覧は、42 ページをご覧ください。
- 汚染負荷量賦課金は、ペイジー (Pay-easy) で納付することもできます。ペイジー (Pay-easy) での納付について、詳しくは43～45 ページをご覧ください。

申告後にしていただきたいこと

- 送信したファイルのバックアップと、印刷した送信記録は、その完結の日から5年間保存しておいてください。(法施行規程第19条)
- 保存が必要な書類には、過去5年間分の申告に係る原始帳票類を含みます。

認証情報について

提出いただいた「電子申告等届出書」をもとに、認証情報を発行します。

「電子申告等届出書」提出後 初回申告時は



①ユーザID、②仮パスワード、③認証 用ファイル (K2Hファイル)

- 原則、メールにて送付します(※)。
- 翌年度以降もオンライン申告時に必要となりますので、大切に保管してください。

(※) 認証用ファイル (K2Hファイル) については「電子申告等届出書入力フォーム」において郵送 (CD) による送付を希望することも可能です。



翌年度以降は



初回申告時に送付されたユーザID、担当者が設定したパスワード及び認証用ファイル (K2Hファイル) を用いてオンライン申告システムにログインし、申告を行ってください。

オンライン申告システムからの申告について

はじめに

- オンライン申告システムからの申告については、下記①及び②の2種類ございますので、該当する方の手順により申告を行ってください。
- なお、オンライン申告システムへのログイン方法については共通となります。

<注> 下記①、②を混在させて申告することはできません。
(例：②の方法で申告書を提出し、①の方法で算定様式をアップロードする 等)

申告の対象となるばい煙発生施設等がある(算定様式:あり)場合

【利用対象の事業者】Excel雛型ファイルを使用する場合

- 右図①部分をクリックして申告を行います。
- 使用するExcel雛型ファイルをダウンロードし、アップロードするファイルを作成してください。Excel雛型ファイルのダウンロード方法については、22～23ページを参照してください。
- 作成したファイルをアップロードしてください。アップロード方法については、26～29ページを参照してください。



申告の対象となるばい煙発生施設等がない(算定様式:なし)場合

【利用対象の事業者】

- ① 対象工場・事業場が閉鎖済の場合(閉鎖日が昨年1月1日より前である場合)
- ② 対象工場・事業場にばい煙発生施設等がない場合
- ③ 昨年1月1日～12月31日までの間、対象工場・事業場において燃原料等の使用実績が全くない場合

- 右図②部分をクリックして申告を行います。
- 2023年度申告より、申告の対象となるばい煙発生施設等がない(算定様式:なし)の場合に限り、Excel雛型ファイルのアップロードを行うことなく申告を行うことが可能となりました。具体的な操作方法については30～33ページを参照してください。
- なお、従来通り、上記①の方法で申告を行うことも可能です。



オンライン申告システムの使いかた

認証情報受け取り後に初めてログインするときは

1 下記URLにアクセスする。

- 賦課金特設サイトにある「オンライン申告システム」のログインボタンからアクセスする。
- <https://shinkoku.erca.go.jp> URLを入力する際「https」の「s」の入力もれにご注意ください。

2 ログイン画面で、 ユーザIDと仮パスワードを入力し、 ログインをクリックする。

- ユーザIDと仮パスワードは、機構からメールまたは郵送でお知らせした8桁の番号です。(16 ページ)
- 仮パスワードに使用されている英字は全て半角大文字です。入力時にはご注意ください。

3 パソコンで、認証用ファイル (K2Hファイル) を参照する。*

*自動再生のウィンドウが開いた場合は **X** をクリックして閉じてください。

4 参照をクリックする。

5 認証用ファイル (K2Hファイル) を選択し、 開くをクリックする。

- 「K2H」ファイルを指定してください。

6 認証情報送信をクリックする。

- 認証情報が送信されます。正常に送信完了すると、パスワード変更画面が表示されます。

7 上段に、ユーザIDと 現行の仮パスワードを入力する。

- ユーザIDと仮パスワードは、手順2で入力したIDとパスワードを入力してください。

8 下段に任意の新パスワードを入力する。

- 確認のため、「新パスワード」、「パスワード確認」の2箇所に入力してください。
- 新パスワードには半角英数字(5～8桁)の文字列を入力してください。
- 新パスワードは大文字/小文字を識別しますのでご注意ください。
- 次回ログイン時から、新パスワードを入力してログインすることになります。新パスワードは、忘れないように管理してください

9 パスワード変更をクリックする。

- オンライン申告システムへのログインを完了し、トップページが表示されます。

福岡県生保生協 汚染負荷量賦課金 オンライン申告システム

納付義務者名: []
対象工場名: []

パスワード変更

ユーザID
現パスワード

▼

新パスワード
新パスワード(確認)

パスワード変更 クリア



トップページ

福岡県生保生協 汚染負荷量賦課金 オンライン申告システム

ログアウト

前回ログイン日時: []

トップ オンライン申告 名称等変更届出書 マニュアル

納付義務者名: []
対象工場名: []

オンライン申告 (Excelファイルの利用) (Excelファイルの入手(ダウンロード)、届出(アップロード))

名称等変更届出書 (法人名・住所等の変更)

オンライン申告 (既定様式なし用) オンラインフォームからの入力

マニュアル

パスワード変更

申
告

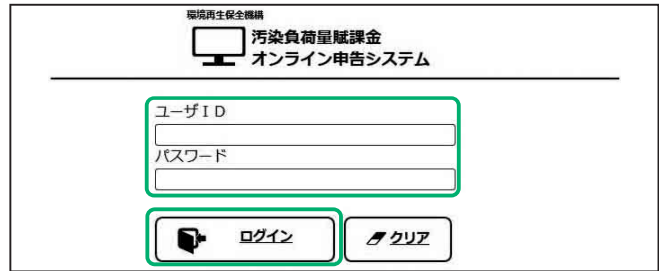
● オンライン申告システムの使いかた

オンライン申告システムの使いかた

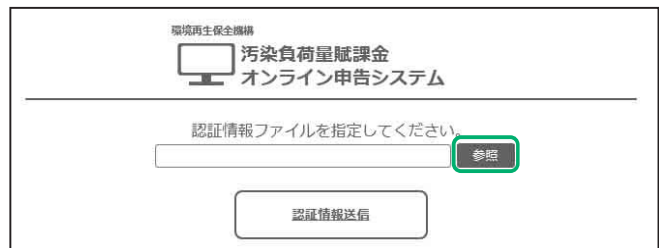
2 度目以降ログインするときは

1 ログイン画面 (18 ページの手順2) で、ユーザIDと新パスワードを入力し、**ログイン**をクリックする。

- ユーザIDは、機構からメールまたは郵送 (CD) でお知らせした8桁の番号です。
- パスワードは、初回ログイン時にパスワード変更画面から設定した新パスワード (19 ページの手順8) を入力してください。



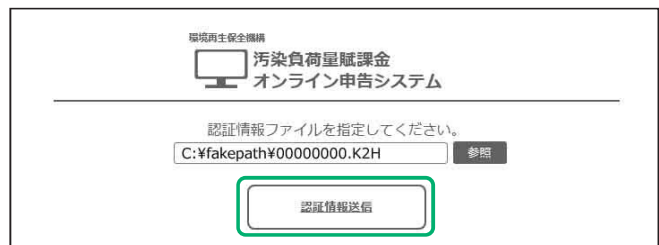
2 **参照**をクリックする。



3 18 ページの手順3で挿入した認証用ファイル (K2Hファイル) を選択し、**開く**をクリックする。



4 **認証情報送信**をクリックする。
● 認証情報が送信されます。正常に送信完了すると、ログインを完了し、トップページが表示されます。



トップページ



ログアウトするには

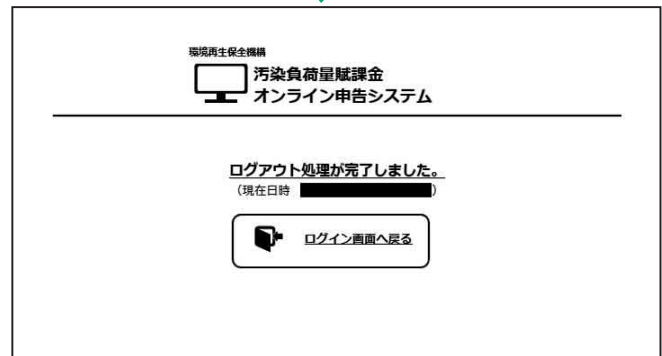
1 画面右上の、**ログアウト**をクリックする。

- オンライン申告システムからログアウトします。
- 情報漏えいなどを防止するため、**使用後は必ずログアウトしてください。**



ログアウト画面

- **ログイン画面に戻る**をクリックすると、ログイン画面に切り換わります。



オンライン申告システムの使いかた

申告書類 (Excel 雛型ファイル) をダウンロード (入手) する

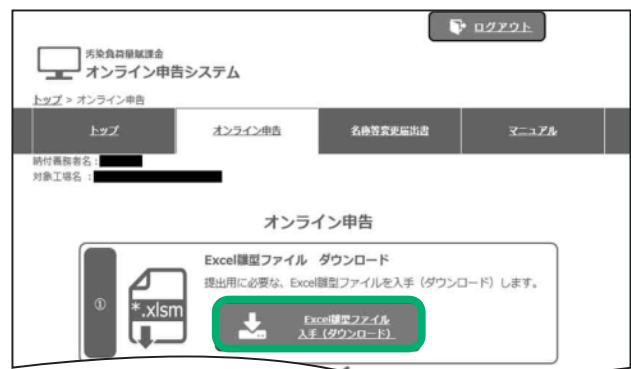
1 ダウンロード作業の前に、あらかじめパソコンの任意の場所に保存先フォルダを作成する。

2 トップページ (19 ページの手順9) から、**オンライン申告** をクリックする。

- オンライン申告画面に切り換わります。
- 画面上部の **オンライン申告** タブをクリックしても、オンライン申告画面に切り換えられます。

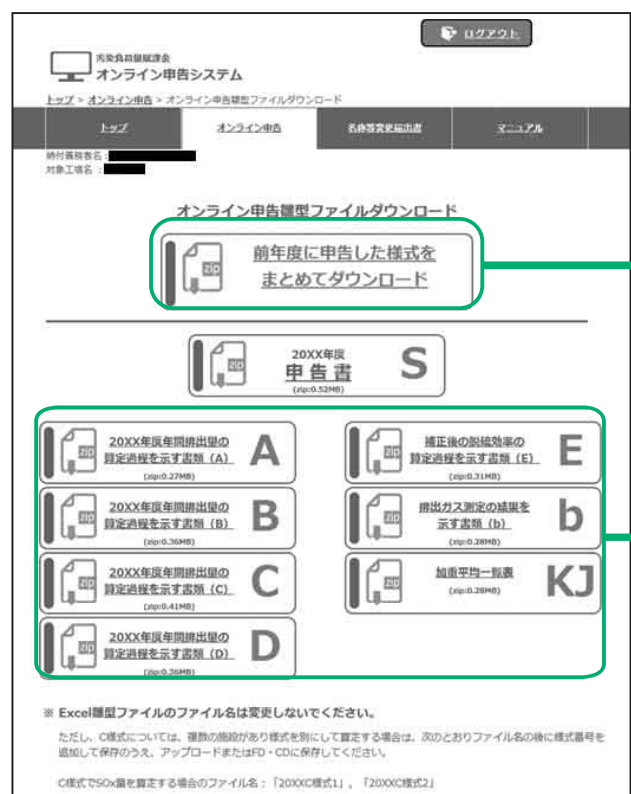


3 オンライン申告画面から、**Excel 雛型ファイル入手 (ダウンロード)** をクリックする。



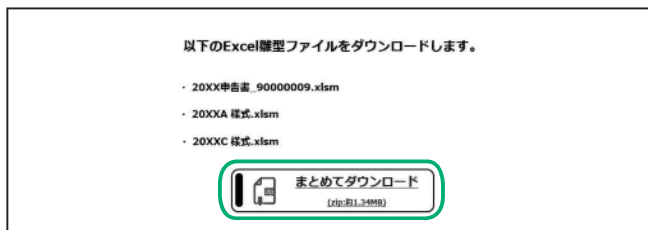
4 ダウンロードする申告書類を選び、**クリック**する。

- 前年度にオンライン申告した場合は **前年度に申告した様式をまとめてダウンロード** をクリックすると、前年度の申告で使用した様式を一括でダウンロードできます。
- 初めてオンライン申告をする場合や、前年度と異なる算定様式を使用する場合は必要な算定様式を、1種類ずつ選択してダウンロードしてください。

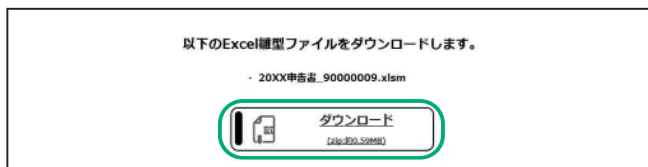


5 選択したファイルをダウンロードする。

- 前年度に申告した様式をまとめてダウンロードする場合
まとめてダウンロードをクリックする。



- 必要な算定様式を1ファイルずつ選んでダウンロードする場合
ダウンロードをクリックする。



6 保存(S)をクリックし、保存先を選択する

- ファイルがパソコンに保存されます。
- ダウンロードした(C様式以外の)Excel雛型ファイルのファイル名は、変更しないでください。ファイルの名称を変更すると、申告時に「アップロードエラー」となり、アップロードできません。
- C様式については、複数の施設があり様式を別にして算定する場合は、次のとおりファイル名の後に様式番号を追加して保存してください。
 例：「20XXC 様式 1」「20XXC 様式 2」
 それ以外のファイル名の場合、申告時にアップロードできません。



7 全てのファイルをダウンロードし、ログアウトする。(21 ページ)

Excel雛型ファイルのダウンロードが完了したら

ダウンロードしたZIP形式のファイルを展開(解凍)する。
必ず、展開(解凍)してからご使用ください。[展開(解凍)のしかた→24 ページ]

ダウンロードしたExcel雛型ファイルについてのご注意

オンライン申告システムからダウンロードされるExcel雛型ファイルは、ZIP形式で圧縮されています。

- 展開(解凍)しないままExcel雛型ファイルを開いて入力すると、保存ができない・ファイル名が変更されてしまう等、不具合の原因になります。

×
 展開(解凍)されていないExcel雛型ファイルを開くと…



○
 正しく展開(解凍)されたExcel雛型ファイルを開くと…



申告書類を作成する。

- 「申告書類作成マニュアル」(青冊子)をご覧ください。

申告書類の作成が完了したら、
 オンライン申告システムからアップロードする。(26～29 ページ)

オンライン申告システムの使いかた

Windows標準機能でzipファイルを展開(解凍)するには

1 ダウンロードしたZIPファイルのアイコンをダブルクリックする。

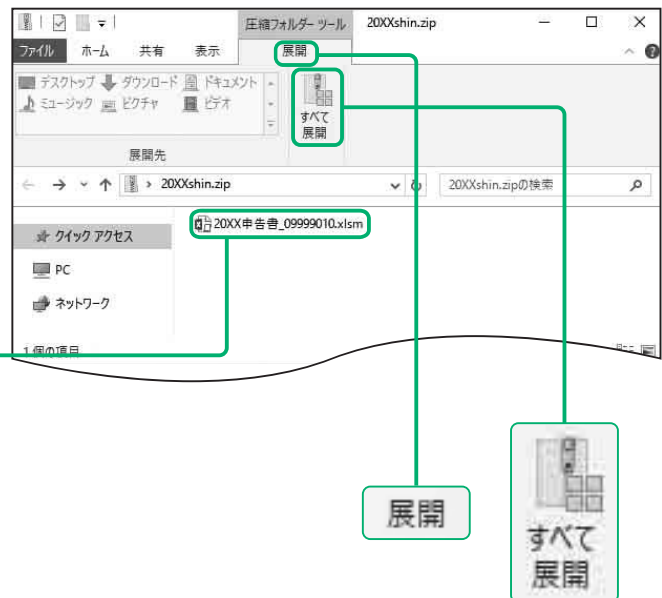
- エクスプローラー画面が表示されます。
- アイコンは各環境でかわる場合があります。



2 エクスプローラー画面から、**展開** ▶ **すべて展開** をクリックする。

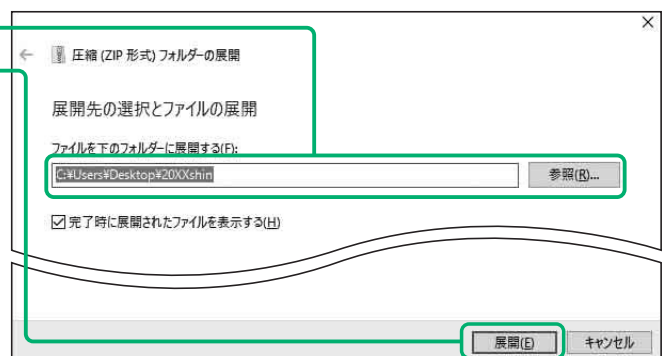
ご注意

- この画面から、Excel雛型ファイルを開かないでください。

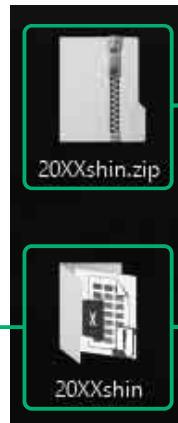


3 展開先を確認して、**展開(E)** をクリックする。

- ZIPファイルと同じ階層に、ZIPファイルと同じ名称のフォルダが作成され、フォルダ内にExcel雛型ファイルが展開(解凍)されます。



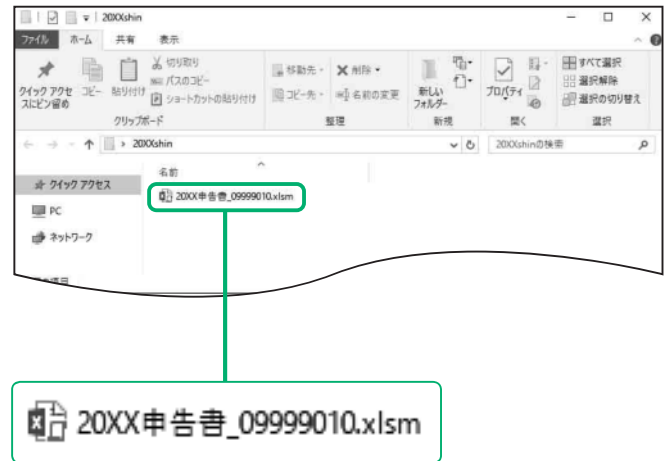
4 ZIPファイルと同じ名称のフォルダをダブルクリックする



●元のZIPファイル

●ZIPファイルと同じ階層に展開(解凍)された、Excel雛型ファイルが格納されたフォルダ

手順4で開いたフォルダ内のExcel雛型ファイルを編集してください。うまく解凍できない場合は50ページの「PCの使用上のトラブルなど」をご確認ください。



申告

●オンライン申告システムの使いかた

オンライン申告システムの使いかた

作成した申告書類 (Excel 雛型ファイル) をアップロード (提出) する

- 1 トップページ (20 ページの手順4) から、**オンライン申告** をクリックする。
 - オンライン申告画面に切り換わります。
 - 画面上部の **オンライン申告** タブをクリックしても、オンライン申告画面に切り換えられます。



- 2 オンライン申告画面から、**Excel 雛型ファイル提出 (アップロード)** をクリックする。

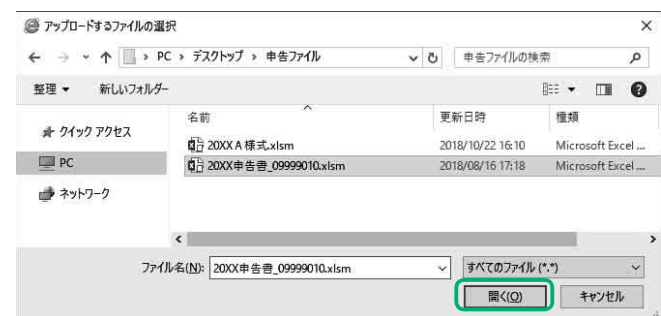
- Excel 雛型ファイル (申告書・算定様式・加重平均一覧表以外の添付ファイル) は、本手順でアップロードすることはできません。申告書・算定様式・加重平均一覧表以外の添付ファイルをアップロードする場合は 28、29 ページに示す画面及び手順に沿ってアップロードしてください。



- 3 **Excel 雛型ファイルを選択** をクリックする。



- 4 アップロードする Excel 雛型ファイルを選択し、**開く** をクリックする。



- 5 手順3、手順4を繰り返し、アップロードするファイル (申告書、算定様式、加重平均一覧表) を全て選択する。

- 作成した Excel 雛型ファイルをひとつずつ選択してください。
- 選択もれがないか確認してください。
- **クリア** をクリックすると、選んだファイルがアップロードファイル一覧から削除されます。

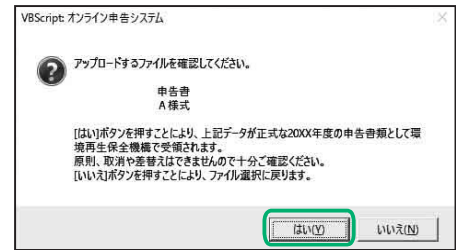


6 選択したファイルをアップロードをクリックする。

- (C様式以外の) Excel雛型ファイルの名称を変更すると、「アップロードエラー」となり、アップロードできません。ファイル名は、変更しないでください。



7 アップロードするファイルに問題がない場合は「はい」をクリックする。



8 ファイル送信記録と詳細情報の内容を確認し、印刷する。

- 正常にアップロードが完了したら、ファイル送信記録が表示されます。
- **印刷**：ファイル送信記録が印刷されます。

送信したファイルの受信日付・ファイル名のリスト
 ※アップロード(提出)できていない場合、「下記のとおり、受信しました。」という文言の下に受信日付やファイル名が表示されません。

- **表示**：選んだファイルの詳細情報が表示されます。
- **印刷**：表示した詳細情報を印刷できます。
- **前ページへ戻る**：ファイル送信記録に戻ります。



9 ログアウトする。(21 ページ)

お願い

- 印刷した送信記録および詳細情報は、必ず保管してください。(書類の保存義務は、6 ページをご覧ください。)
- 送信した申告に誤りがあった場合は、機構の補償業務部業務課までご連絡いただき、対処方法についてご確認のうえ、手続きを行ってください。(連絡先は、裏表紙をご覧ください。)

ご注意

- 「ファイル送信記録」は、機構が申告ファイルを受信したことを示す通知文書となります。

オンライン申告システムの使いかた

Excel 雛型ファイル以外の添付書類をアップロード (提出) する

はじめに

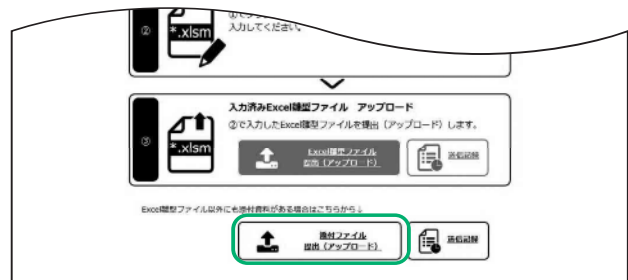
- 機構がExcel雛型ファイルとして用意している申告書や算定様式以外の資料もアップロードすることができます。
- アップロードできるファイルは、Word形式 (拡張子「.docx (.doc)」、Excel形式 (拡張子「.xlsx (.xls)」、PDF形式 (拡張子「.pdf」) のいずれかで、1ファイルあたりの容量が10 MB以下のものに限りです。
- 名称等変更届出書は、添付書類として提出しないでください。
- オンライン申告の事業者は、オンライン申告システムから名称等変更届出書の届出をお願いします。34～37ページに示す画面及び手順に沿って提出してください。

1 トップページ (20 ページの手順4) から、**オンライン申告**をクリックする。

- オンライン申告画面に切り換わります。
- 画面上部の **オンライン申告** タブをクリックしても、オンライン申告画面に切り換えられます。



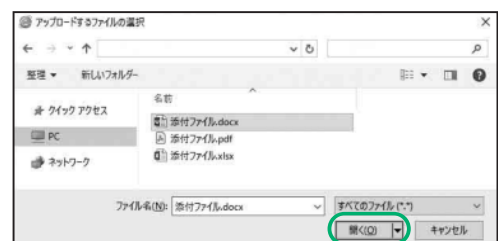
2 オンライン申告画面から、**添付ファイル提出 (アップロード)** をクリックする。



3 **参照** をクリックする。

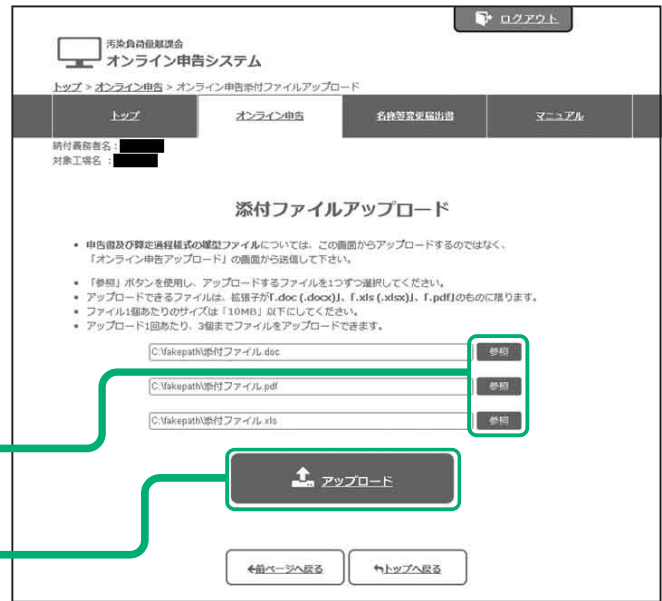


4 アップロードする添付書類のファイルを選択し、**開く** をクリックする。



5 手順3、手順4を繰り返し、アップロードするファイルを全て選択する。

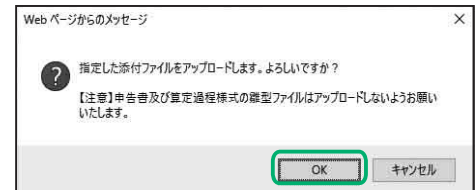
- 作成した添付書類のファイルをひとつずつ選択してください。
- 1回に3ファイルまでアップロードできます。
- 4個以上の添付ファイルがある場合は、複数回に分けてアップロードしてください。
- 添付もれがないか確認してください。
- 間違ったファイルを指定したり、同じファイルを重複して指定した場合は、ファイル名の欄をDeleteキーで削除した後、参照をクリックし、正しいファイルを選択し直してください。



6 アップロードをクリックする。

- アップロードを開始します。
- 正常にアップロードが完了したら、ファイル送信記録が表示されます。

7 アップロードするファイルに問題がない場合はOKをクリックする。



8 送信記録を確認し、ログアウトする。(21 ページ)

※アップロード（提出）できていない場合、「以下のファイルを受信しました。」という文言の下に受信日付やファイル名が表示されません。



お願い

- 添付書類の元データは、必ず保管してください。(書類の保存義務は、6 ページをご覧ください。)

ご注意

- 「添付ファイル送信記録」は、機構が申告ファイルを受信したことを示す通知文書となります。

オンライン申告システム(算定様式なし用)の使いかた

申告書Web入力フォームより申告を行う

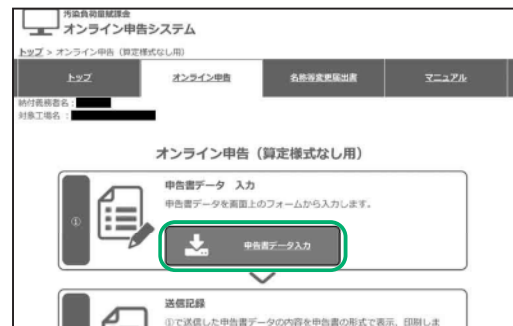
【利用対象の事業者】

- ①対象工場・事業場が閉鎖済の場合(閉鎖日が昨年1月1日より前である場合)
 - ②対象工場・事業場にばい煙発生施設等がない場合
 - ③昨年1月1日～12月31日までの間、対象工場・事業場において燃原料等の使用実績が全くない場合
- ※申告の対象となるばい煙発生施設等がある(算定様式:あり)の場合は、22、23ページ及び26～29ページを参照して申告を行ってください。

1 トップページ(20ページの手順4)から、**オンライン申告(算定様式なし用)**をクリックする。

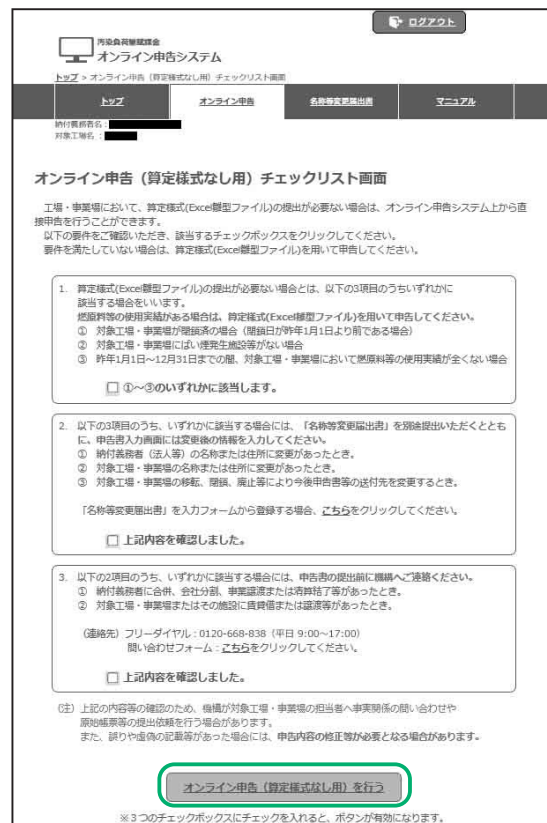


2 **申告データ入力**をクリックする。



3 表示されるチェックリストの内容を確認し、すべての確認項目に**チェック**をつけ、**有効化されたオンライン申告(算定様式なし用)を行う**をクリックする。

- ※すべての確認項目にチェックができないとこの方式では申告できません。
- ※すべての確認項目にチェックができない場合はExcel雛型ファイルの方式(26、27ページ)をご利用ください。



4 表示内容の修正を行う場合は直接各項目に入力する。

- 社内決裁等で確定前に印刷を行いたい場合は**一次保存**をクリックする。
➡ 5 及び 6 のフローへ。
- そのまま申告内容を確定・実行する場合は**確定**をクリックする。
➡ 7 のフローへ。

オンライン申告（固定様式なし用）入力画面

年度汚染負荷量賦課金申告書

①基本情報
 申告区分 10 (定期申告) 提出年月日
 賦課金区分 1
 賦課金番号 90000009

②納付義務者 (ばい) 発生施設等設置者
 郵便番号 123-4567
 フリガナ アオノラッコギョウ
 住所 東京都

③汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳

(イ) 金額または第1期 (初期)	(ロ) 第2期	(ハ) 第3期	(ニ) 第4期
4,600 円	0 円	0 円	0 円

作成担当者
 所属課 環境課
 電話番号 123-456-7890
 フリガナ タントウ タロウ
 氏名 担当 太郎

一時保存 入力内容を一時保存します。印刷して決裁を取得する際にご利用ください。入力内容は更新することができます。

確定 入力内容について確定して登録をクリックしてください。本登録後は内容の更新をすることができません。

印刷する 印刷する

5 4の画面で**一次保存**をクリックした場合表示される右画面下部の**一次保存**ボタンをクリックする。

オンライン申告（固定様式なし用）確認画面

以下の内容で申告書データを一時保存します。

年度汚染負荷量賦課金申告書

①基本情報
 申告区分 10 (定期申告) 提出年月日
 賦課金区分 1
 賦課金番号 90000009

②納付義務者 (ばい) 発生施設等設置者
 郵便番号 123-4567
 フリガナ アオノラッコギョウ

③汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳

(イ) 金額または第1期 (初期)	(ロ) 第2期	(ハ) 第3期	(ニ) 第4期
4,600 円	0 円	0 円	0 円

作成担当者
 所属課 環境課
 電話番号 123-456-7890
 フリガナ タントウ タロウ
 氏名 担当 太郎

上記内容で申告書データを一時保存します。確定するまでは内容の更新を行うことができます。なお、ここでは以下のボタンをクリックしてください。

一時保存

- 右画面の**申告書データ確認**ボタンより確定前の申告内容を印刷できるページに遷移します。
- 表示される右画面上部の**印刷**ボタンより印刷してください。印刷後、申告内容を確定させる場合は 6 のフローへ。

汚染負荷量賦課金
 オンライン申告システム

トップ > オンライン申告

トップ オンライン申告 名称変更届出書 メニュー

納付義務者名
 対象工場名

オンライン申告（固定様式なし用）登録完了画面（一時保存）

申告書データの登録（一時保存）が完了しました。
 以下のボタンより、登録したデータを申告書の形式で確認、印刷することができます。

申告書データ確認

オンライン申告メニュー画面に戻る トップへ戻る

オンライン申告システム（算定様式なし用）の使いかた

申告書Web入力フォームより申告を行う

- 6** 30ページの手順2の画面から、再度 **申告書データ入力** ボタンをクリックし、31ページの手順4の画面まで進み、表示される右画面下部の **確定** ボタンをクリックして申告を行ってください。
 ➔ **7** のフローへ。

オンライン申告（算定様式なし用）入力画面

年度汚染負荷量届出金申告書

①基本情報 提出年月日

申告区分 10 (定期申告)
 届出区分 1
 届出番号 00000000

②納付義務者 ばい環境生協等設置者

郵便番号 123-4567
 フリガナ アオノラコフイロ
 住所 東京都

③汚染負荷量届出金の期別納付額内訳

(イ) 金額または第1期(初回)	(ロ) 第2期	(ハ) 第3期	(ニ) 第4期
4,600 円	0 円	0 円	0 円

作成担当者

所属課	電話番号
所課課	123-456-7890
フリガナ	氏名
タントウ タロウ	田中 太郎

一括保存
 入力内容を一時保存します。印刷して決裁を取得する際などにご利用ください。
 入力内容は変更することができます。

確定
 入力内容について確定して登録する際にクリックしてください。
 登録後は内容の変更をすることができません。

※トップへ戻る

- 7** **6**の画面で**確定**をクリックした場合表示される右画面下部の**確定（申告書送信）**ボタンをクリックする。

オンライン申告（算定様式なし用）確認画面

以下の内容で申告書データを登録し、確定します。

年度汚染負荷量届出金申告書

①基本情報 提出年月日

申告区分 10 (定期申告)
 届出区分 1
 届出番号 00000000

②納付義務者 ばい環境生協等設置者

郵便番号 123-4567
 フリガナ アオノラコフイロ
 住所 東京都

③汚染負荷量届出金の期別納付額内訳

(イ) 金額または第1期(初回)	(ロ) 第2期	(ハ) 第3期	(ニ) 第4期
4,600 円	0 円	0 円	0 円

作成担当者

所属課	電話番号
所課課	123-456-7890
フリガナ	氏名
タントウ タロウ	田中 太郎

上記内容で申告書データを登録し、確定します。
 本登録後は内容の変更をすることができません。
 本登録後は内容の変更をすることができません。

確定（申告書送信）

※トップへ戻る

- 8** 申告（確定・登録）完了
- 7の画面で正常に申告が完了したら、右画面が表示されます。
 - **申告書データ確認** をクリックすると確定・登録した申告の内容（申告書詳細内容）が表示されます。
 - **申告書データ確認** ボタンをクリックした後に表示される画面から申告の内容を印刷することが可能です。なお、手順9（33ページ）から印刷することも可能です。

汚染負荷量届出金
 オンライン申告システム

トップ > オンライン申告（算定様式なし用）申告データ送信完了画面

トップ オンライン申告 名称変更届出書 マニュアル

納付義務者名: [redacted]
 対象工場名: [redacted]

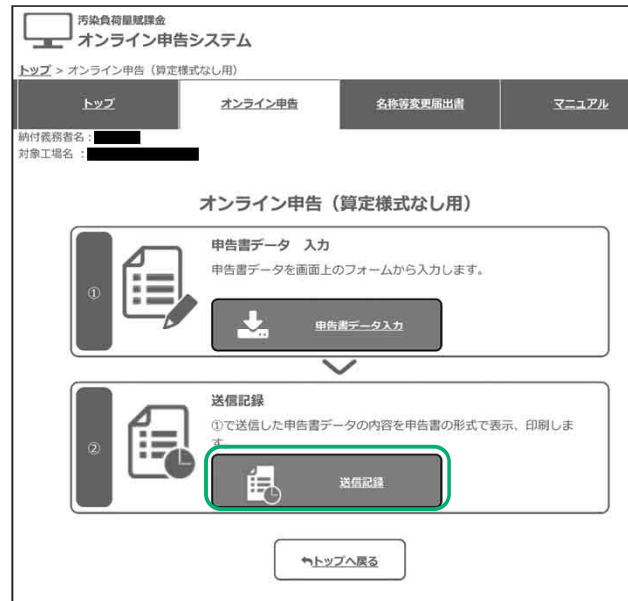
オンライン申告（算定様式なし用）送信完了画面

申告書データの送信が完了しました。
 送信記録画面より申告書の内容を印刷することができます。

申告書データ確認

※オンライン申告メニュー画面へ戻る ※トップへ戻る

9 確定・送信した申告内容は、右画面(30ページの手順2)の**送信記録**ボタンをクリックして確認することができます。



ファイル送信記録と詳細情報の内容を確認し、印刷する。

- 正常に申告が完了したら、申告内容の送信記録が表示されます。
- **印刷**：送信記録が印刷されます。



10 ログアウトする。(21ページ)

お願い

- 印刷した送信記録及び詳細情報は、必ず保管してください。(書類の保存義務は、6ページをご覧ください。)
- 送信した申告に誤りがあった場合はご連絡いただき対処方法についてご確認のうえ、手続きを行ってください。(連絡先は、裏表紙をご覧ください。)

ご注意

- 「送信記録」は、機構が申告内容を受信したことを示す通知文書となります。

オンライン申告システムの使いかた

「名称等変更届出書」のオンライン手続き

はじめに

- 法人や工場などの名称や所在地の変更、工場などの閉鎖・廃止、合併や会社分割などにより送付先に変更がある場合、名称等変更届出書を提出していただけます。
- 電子申告等届出書を提出している場合は、名称等変更届出書もオンラインで届け出ることができます。

1 トップページ (20 ページの手順4) から、**名称等変更届出書** をクリックする。

- 名称等変更届出書画面に切り換わります。
- 画面上部の **名称等変更届出書** タブをクリックしても、名称等変更届出画面に切り換えられます。



2 **名称等変更届出書** ▶ **名称等変更届出書入力** をクリックする。

- 「オンライン名称等変更届出書」の入力画面が表示されます。



3 オンライン名称等変更届出書を入力する。(60 ページ)

- 届出者・変更理由を入力します。
- 変更前・変更後は変更箇所のみ入力してください。

届出者	株式会社 〇〇〇
氏名又は名称	〇〇〇株式会社
住所	東京都〇〇区〇〇〇〇
代表者又は代理人	〇〇〇

変更理由 (必ず入力してください)

<input type="checkbox"/> 番号変更	<input type="checkbox"/> 事業譲渡	<input type="checkbox"/> 本社の住所変更	<input type="checkbox"/> 工場等の閉鎖・廃止
<input type="checkbox"/> 工場等名の変更	<input type="checkbox"/> 施設の有無・内容の変更	<input type="checkbox"/> 工場等の移転	<input type="checkbox"/> 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書等の送付先変更
<input type="checkbox"/> 工場等の移転	<input type="checkbox"/> 市町村の合併に伴う住所表示等の変更		

4 全て入力が完了したら、**確認** をクリックする。

- 入力した内容に問題がないか、チェックします。問題がなければ、手順5に進んでください。

フリガナ	〇〇〇株式会社
名称 (法人名・製造所名)	〇〇〇株式会社
フリガナ	〇〇〇株式会社
住所	東京都〇〇区〇〇〇〇
連絡担当者氏名	〇〇〇
所属部署	〇〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇〇〇

5 もう一度入力内容を確認して、送信をクリックする。

- 入力をやり直す場合は、**戻る**をクリックしてください。
- **送信**をクリックするとオンライン名称等変更届出書のアップロードを開始します。
- 送信が完了すると送信記録が表示されます。

オンライン名称等変更届出書

20XX年XX月XX日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

届出者 氏名または名称及び住所
氏名又は名称 〇〇株式会社
住所 神奈川県川崎市幸区大宮町1丁目 3-10
代表者又は専任代理人 青空 三郎

次のとおり変更があったので、届け出ます。

届出番号 0 9 9 9 9 0 1 0 変更年月日 2023年12月12日

本社の住所変更 工場等の閉鎖・廃止
 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書等の送付先変更
その他、事業場の合併、分割、譲渡等があった場合は、 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書等の送付先変更
が必要となります。なお、旧記録情報は、無効となります。

以上の内容で名称等変更届出書を提出します

※ 記載内容を確認し、「送信」ボタンを押してください。

送信 ←戻る

6 名称等変更届出書送信記録と詳細情報の内容を確認し、印刷する。

- **印刷**で名称等変更届出書送信記録が印刷されます。
- 送信したファイルの受信日付・ファイル名のリストが表示され、**表示**で選んだファイルの詳細情報が表示されます。

印刷

名称等変更届出書送信記録

No.	ファイル名	受信日付	詳細情報
1	名称等変更届出書	20XX/12/15 16:06:40	表示
2	名称等変更届出書	20XX/12/15 16:06:48	表示
3	名称等変更届出書	20XX/09/07 15:54:22	表示

詳細情報の印刷のしかた

- ① **印刷用画面を表示**をクリックする。
 - ② **印刷**をクリックする。
- 名称等変更届出書の詳細情報が印刷されます。

印刷

印刷

名称等変更届出書送信記録

No.	ファイル名	受信日付	詳細情報
1	名称等変更届出書	20XX/12/15 16:06:40	表示
2	名称等変更届出書	20XX/12/15 16:06:48	表示
3	名称等変更届出書	20XX/09/07 15:54:22	表示

(1) 全面禁止又は工場移転
大気汚染防止法に基づきばい煙発生施設使用禁止届出書(写)

(2) 合併
①合併契約書(写)
②会社登記簿謄本(写)

(3) 事業譲渡・施設の有無
①大気汚染防止法に基づきばい煙発生施設移転届出書(写)
②事業譲渡契約書(写)、異議契約書(写) 等
③会社登記簿謄本(写)

(4) 会社分割
①大気汚染防止法に基づきばい煙発生施設移転届出書(写)
②分割契約書(写) 等
③会社登記簿謄本(写)

※ 事業譲渡の場合、事業譲渡後の発行員資格については、発行員資格と譲渡元の資本関係の有無等によって決まりますので、届出を提出する前に特に関係してください。

必要書類
提出(アップロード)

ログアウト

申告

● オンライン申告システムの使いかた

7 必要書類提出(アップロード)をクリックする。

- 変更理由(36ページ)により、必要書類提出の必要がない場合は、**ログアウト**をクリックしてください。手続きは終了となります。
- 名称等変更届出書 必要書類ファイルアップロード画面が表示されます。

引き続き、名称等変更届出書の必要書類のアップロードを行ってください。(次ページへ続く)

お願い

- 印刷した送信記録および詳細情報は、必ず保管してください。(書類の保存義務は、6ページをご覧ください。)

「名称等変更届出書」のオンライン手続き（続き）

ご注意

- 「ファイル送信記録」は、機構が申告ファイルを受信したことを示す通知文書となります。

(前ページからの続き)

名称等変更届出書提出に伴う必要書類について

- 変更理由に応じて、届出内容を明らかにするための確認書類（客観的にわかるもの）をアップロードしてください。
- アップロードできるファイルは、Word形式（拡張子「.docx (.doc)」、Excel形式（拡張子「.xlsx (.xls)」、PDF形式（拡張子「.pdf」）のいずれかで、1ファイルあたりの容量が10 MB以下のものに限りです。

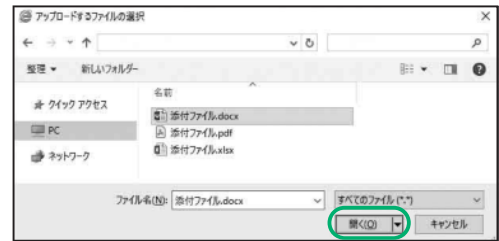
別途ご用意いただきたい確認書類

変更理由	確認書類
全面廃止または工場移転の場合	①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書(写)
合併の場合	①合併契約書(写) ②会社登記簿謄本(写) ^{*2}
会社分割・事業譲渡の場合	①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承継届出書(写) ②分割契約書(写)、事業譲渡契約書(写)など ③会社登記簿謄本(写)
施設の賃貸借・譲渡、土地・建物の信託の場合	①大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承継届出書(写) ②賃貸借契約書(写)、施設譲渡契約書(写)、土地信託契約書(写)、土地信託受益権売買契約書(写)等のうち、変更内容に該当するもの ③会社登記簿謄本(写)

※国税庁法人番号公表サイト等において合併したこと及び合併後の法人名を確認できる場合には提出不要です。

- 8** 名称等変更届出書
必要書類ファイルアップロード
画面から、**参照**をクリックする。

9 アップロードする必要書類を選択し、開くをクリックする。



10 手順8、手順9を繰り返し、アップロードするファイルを全て選択する。

- 1回あたり3ファイルまでアップロードできます。
- 4個以上の添付ファイルがある場合は、複数回に分けてアップロードしてください。
- 間違ったファイルを指定したり、同じファイルを重複して指定した場合は、ファイル名の欄をDeleteキーで削除した後、参照をクリックし、正しいファイルを選択し直してください。

11 アップロードをクリックする。

- アップロードを開始します。
- 正常にアップロードが完了したら、ファイル送信記録が表示されます。



12 送信記録を確認し、ログアウトする。(21 ページ)



お願い

- 必要書類の元データは、必ず保管してください。(書類の保存義務は、6 ページをご覧ください。)

オンライン申告システムの使いかた

マニュアルをダウンロード(入手)する

下記マニュアルの最新版PDFデータでダウンロードできます。

- 汚染負荷量賦課金 申告・納付の手続き(本書)
汚染負荷量賦課金の申告・納付の流れについて説明したマニュアルです。
- 汚染負荷量賦課金 申告書類作成マニュアル
申告書・AからDの算定様式・Eおよびbの添付書類・加重平均一覧表の具体的な作成のしかたについて、詳細に説明したマニュアルです。

1 トップページ(20ページの手順4)から、 マニュアルをクリックする。

- マニュアルダウンロード画面に切り換わります。
- 画面上部の「マニュアル」タブをクリックしても、マニュアルダウンロード画面に切り換えられます。



2 賦課金特設サイトへの案内画面が表示されるので、リンク先から該当するマニュアルをダウンロードする。

- 画面上の「賦課金特設サイト」をクリックすると、ページが遷移します。



お知らせ

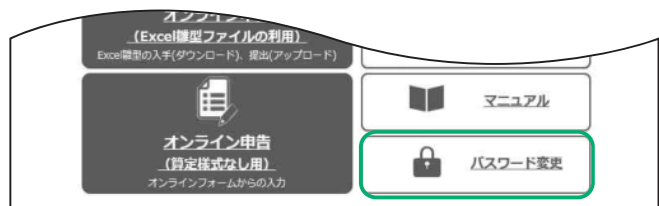
- マニュアルの閲覧には、Adobe Readerが必要です。

ログインパスワードを変更する

初回ログイン時にパスワードを設定した後も、パスワードを変更することができます。

1 トップページ(20ページの手順4)から、**パスワード変更**をクリックする。

- パスワード変更画面に切り換わります。



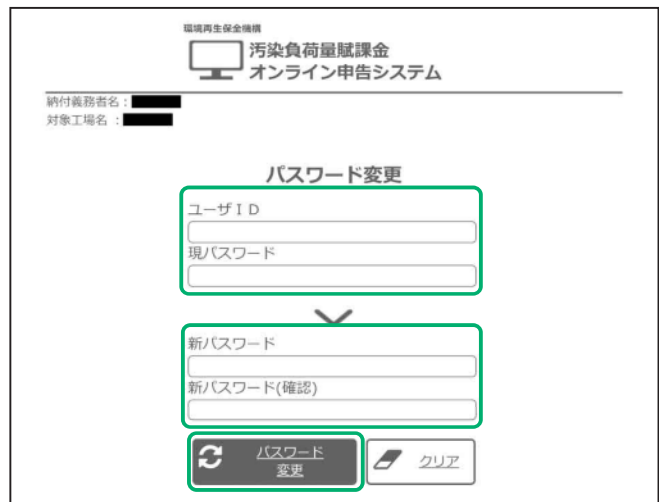
2 上段に、ユーザIDと 現パスワードを入力する

3 下段に任意の新パスワードを入力する。

- 確認のため、「新パスワード」、「新パスワード(確認)」の2箇所に入力してください。
- 次回ログイン時から、新パスワードを入力してログインすることになります。新パスワードは、忘れないように管理してください。

4 **パスワード変更**をクリックする。

- パスワードの変更を完了し、トップページが表示されます。

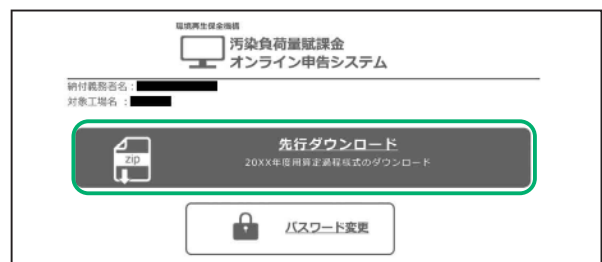


翌年度のExcel雛型ファイルを先行ダウンロードする

電子申告等届出書を提出し、オンライン申告を行っている事業者の皆様には、翌年度申告の準備を早期に行えるよう、翌年度の算定様式(A~D様式)、補正後の脱硫効率の算定過程を示す書類(E様式)、排出ガス測定の結果を示す書類(b様式)および加重平均一覧表のExcel雛型ファイルを、11月1日以降、先行してダウンロードいただけます。オンライン申告メニューの「先行ダウンロード」より実施できます。(7ページ)

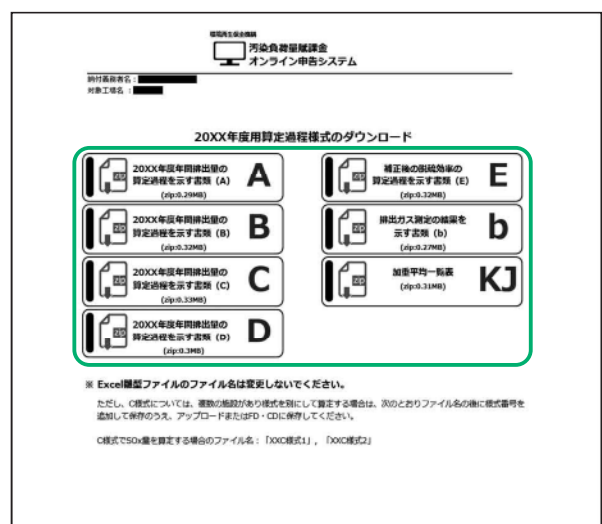
11月1日~3月31日の期間にログインすると、右記の画面が表示されます。

1 **先行ダウンロード**をクリックする。



2 ダウンロードする申告書類を選び、 ダウンロードする。

- ダウンロードのしかたは、本年度のExcel雛型ファイルと同じです。(22、23ページ)



汚染負荷量賦課金の納付

納付書での納付

汚染負荷量賦課金は、所定の納付書によって金融機関の本店・支店で納付してください。
納付書の控えやコピーは提出の必要はありません。各自で保管しておいてください。
なお、42 ページに記載されている取扱金融機関で納付する場合、手数料は不要です。

- 犯罪収益移転防止法により、10万円を超える現金を金融機関の窓口で納付する場合、会社および担当者の公的証明書が必要になります。具体的な手続きについては金融機関にお問い合わせください。
- 汚染負荷量賦課金は、Pay-easy (ペイジー) で納付することもできます。
Pay-easy (ペイジー) での納付について、詳しくは43～45 ページをご覧ください。

納付期限と延納について

汚染負荷量賦課金の納付は、申告と同様に毎年5月15日(土曜・日曜日の場合は翌月曜日)です。
汚染負荷量賦課金額が30万円以上である納付義務者は、4期に分けて延納することができます。
各納付期限は、以下のとおりです。

全 期	2024年5月15日(水)	} 全期・第1期分の納付書は、申告書と一緒に送付しています。
第1期	2024年5月15日(水)	
第2期	2024年8月15日(木)	} 第2期分以降については、機構から各納付期限の約1か月前に各事業所へ送付します。
第3期	2024年11月15日(金)	
第4期	2025年2月17日(月)	

納付書の記載例

納付書は3枚1組となっています。緑線で囲んだ欄を記入し3枚とも取扱金融機関へ提出してください。
住所・氏名などについては印刷されていますが、誤りがありましたら訂正してください。

● 納付区分

延納しない場合：「全期」に○を付してください。

延納する場合：期を記入してください。(下記の例では「第1期」)

表 面

独立行政法人環境再生保全機構		汚染負荷量賦課金 納付書・領収証書				
住所	983-0001	収 納 機 関	収 納 区 分	納 付 義 務 者 番 号	工 場・事 業 場 番 号	下記の納付額を 領収しました。 (領収年月日、領収者名 及び領収印) 又は (領 収者名の表示のある領 収日付印)
	宮城県仙台市宮城野区港1-2-3		1	1003309012	C・D	
氏名	アオゾラコウギョウ 青空工業株式会社 センダイコウジヨウ 仙台工場	納 付 期 限	20XX年5月XX日		受 取 人 独立行政法人環境再生保全機構	収入印紙 (取扱金融機関 が貼付)
	殿		納 付 目 的	20XX年度 汚染負荷量賦課金		
納 付 場 所	裏面に記載の金融機関(本支店)で 納付する場合は、手数料は不要です。	納 付 区 分	全 期 ・ 第 1 期		納 付 額 ¥ 1 5 2 4 3 0 0	
		複数事業所分を まとめて納付	する ・ (しない)			
		(取扱店→納付義務者)				

● 納付額

汚染負荷量賦課金の納付額を記入してください。

- ・「¥」マークを、忘れずに記入してください。
- ・申告書に記入した金額と合っているか、確認してください。
- ・「複数事業所分をまとめて納付」する場合は、合計金額を記入してください。
- ・金額の記入誤りは、二重取消線での訂正はできませんのでご注意ください。

● 複数事業所分をまとめて納付

する：複数の事業所の汚染負荷量賦課金をまとめて納付する場合、○を付してください。

- ・納付用紙3枚目の裏面に、内訳を記入してください。(下記)

しない：「氏名」欄に印刷された事業所のみ汚染負荷量賦課金を納付する場合、○を付してください。

複数事業所分をまとめて納付する場合の記載例（納付書3枚目裏面）

3枚目裏面（複数事業所分をまとめて納付する場合のみ）

納付義務者番号	工場・事業場番号	C-D	工場名又は事業場名	納付区分	納付額 (円)			
07305015			本社工場	全期 第 期			550900	00
07305023			関東工場	全期 第 期			847800	00
07305034			東海工場	全期 第 期			1787800	00
				全期・第 期				00
				全期・第 期				00
				全期・第 期				00
				全期・第 期				00
				全期・第 期				00
合 計							3186500	00

注* 合計は、表面の納付額と必ず一致させてください。
備考1 必ず「下敷」を利用し記入してください。
2 1枚で書ききれない場合は、複数枚に分けて記入し、通し番号を振ってください。

(No. 1)

各事業所の納付額を全て記入してください。

合計金額を記入してください。
● 表面の「納付額」と同じ金額になっていることを確認してください。

1枚で書ききれない場合は、複数枚に分けて記入し、通し番号を振ってください。

お願い

- 複数事業所分をまとめて納付する場合も、申告書類一式は、事業所ごとに作成し、オンライン申告の場合は機構に送信し、用紙申告の場合は賦課金事務局へ提出してください。

お知らせ

- 複数事業所分をまとめて納付しない場合は、3枚目裏面の記入は不要です。

納付

● 汚染負荷量賦課金の納付

汚染負荷量賦課金の納付

納付書で納付する場合の取扱金融機関一覧

各都市銀行

みずほ銀行
三井住友銀行
三菱 UFJ 銀行

各地方銀行

青森銀行
秋田銀行
足利銀行
阿波銀行
池田泉州銀行
伊予銀行
岩手銀行
大分銀行
大垣共立銀行
沖縄銀行
鹿児島銀行
関西みらい銀行
北九州銀行
紀陽銀行
京都銀行
きらぼし銀行
群馬銀行
佐賀銀行
山陰合同銀行
三十三銀行
滋賀銀行
四国銀行

静岡銀行
七十七銀行
清水銀行
十八親和銀行
十六銀行
荘内銀行
常陽銀行
スルガ銀行
第四北越銀行
但馬銀行
筑邦銀行
千葉銀行
千葉興業銀行
中国銀行
筑波銀行
東邦銀行
東北銀行
鳥取銀行
富山銀行
南都銀行
西日本シティ銀行
八十二銀行

肥後銀行
百五銀行
百十四銀行
広島銀行
福井銀行
福岡銀行
北都銀行
北陸銀行
北海道銀行
北國銀行
みちのく銀行
宮崎銀行
武蔵野銀行
山形銀行
山口銀行
山梨中央銀行
横浜銀行
琉球銀行

(五十音順)

北洋銀行

商工組合中央金庫

2024年3月現在

Pay-easy (ペイジー) での納付

汚染負荷量賦課金は、ペイジーで納付することができます。

各金融機関のインターネットバンキングの案内に沿って、「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」を入力し、納付してください。

- 納付番号は毎年変わるためご注意ください。
- ATMでの納付はできません。
- ペイジーで納付する場合、インターネットバンキングの申込が必要となります。詳細は各金融機関にお問い合わせください。
- 全期および第1期については、汚染負荷量賦課金の納付額を入力してください。第2期以降については、納付額がインターネットバンキングの画面上に表示されます。
- ペイジーで納付した場合、領収証書は発行されません。

● Pay-easy (ペイジー) とは

民間企業や国、地方公共団体等と金融機関を結ぶ「マルチペイメントネットワーク」という決済システムを利用して、

汚染負荷量賦課金の納付ができる仕組みです。

金融機関の窓口に出向かなくても、インターネットバンキングでいつでも納付できます。

なお、金融機関のメンテナンス等によって、利用できるサービス時間などに制限がある場合がありますので、詳細は各金融機関にお問い合わせください。

ペイジーが利用できる取扱金融機関一覧

各都市銀行

みずほ銀行
三井住友銀行
三菱 UFJ 銀行
りそな銀行
埼玉りそな銀行

各地方銀行

青森銀行
秋田銀行
池田泉州銀行
岩手銀行
大垣共立銀行
沖縄銀行
関西みらい銀行
北九州銀行
紀陽銀行
京都銀行
きらぼし銀行
群馬銀行
佐賀銀行
山陰合同銀行
滋賀銀行

四国銀行
静岡銀行
七十七銀行
清水銀行
十八親和銀行
十六銀行
荘内銀行
スルガ銀行
第四北越銀行
千葉銀行
中国銀行
筑波銀行
東邦銀行
鳥取銀行
富山銀行

八十二銀行
肥後銀行
百五銀行
百十四銀行
福井銀行
北都銀行
北陸銀行
北海道銀行
北國銀行
みちのく銀行
武蔵野銀行
山口銀行
横浜銀行
琉球銀行

(五十音順)

北洋銀行

納付

● ペイジー (Pay-easy) での納付
● 汚染負荷量賦課金の納付

2024年3月現在

ペイジーが利用できる金融機関については、随時更新しています。

最新の取扱金融機関については、機構ホームページでご確認いただくか機構に直接お問い合わせください。

「金額手入力方式」(全期・第1期)の場合

納付手順

インターネットバンキングの利用については金融機関との手続きが必要になります。

- ご利用の金融機関のインターネットバンキングからペイジーで納付することができます。操作画面・操作方法は、金融機関ごとにより異なりますが、操作の基本的な流れは同じです。

1 ご契約の金融機関のホームページからインターネットバンキング画面を開き、ログインする。

2 取引メニューの中から、「ペイジー料金払込」または「各種料金払込」のメニューを選択する。
● 「収納機関番号」を入力する画面が表示されます。

3 環境再生保全機構の収納機関番号【48003】を入力して、**次へ**をクリックする。

- 「収納番号」、「確認番号」、「納付区分」を入力する画面が表示されます。
- 「収納期間番号」は【48003】で固定番号です。

4 「納付番号」、「確認番号」、「納付区分」について、Pay-easy (ペイジー) チラシを参照しながら、それぞれの番号を入力して、**次へ**をクリックする。

- 毎年、納付番号は変わります。過年度の納付番号を使用することはできません。

入力注意

項目 (桁数)	入力する値	備考
【納付番号】(13桁)	賦課金番号 (8桁) + 固定番号 (10024)	末尾の固定番号 (5桁) は年度ごとにより変わります。
【確認番号】(6桁)	0 ※ 0100	※に入力する値は全期又は延納の場合で異なります。 【全期の場合】※に「0」と入力 【延納の場合】 ・第1期分納付時…※に「1」と入力
【納付区分】(3桁)	301 (固定番号)	どの年度でも共通の番号となります。

5 内容を確認の上、間違いがなければ**次へ**をクリックする。

- 「払込金額」を入力する画面が表示されます。

6 「払込金額」欄に汚染負荷量賦課金の納付額を入力し、**次へ**をクリックする。

- 電子納付を行う申告の内容が表示されます。
- 申告書の金額を確認して入力してください。

7 電子納付を行う申告の内容を確認し、間違いがなければ、**払込**をクリックする。

「金額参照方式」の場合 (第2期目以降)

Pay-easy (ペイジー) 納付手順

インターネットバンキングの利用については金融機関との手続きが必要になります。

- 金融機関のインターネットバンキングからペイジー (Pay-easy) で納付することができます。操作画面・操作方法は、各金融機関ごとに異なりますが、操作の基本的な流れは同じです。

1 ご契約の金融機関のホームページからインターネットバンキング画面を開き、ログインする。

2 取引メニューの中から、「ペイジー料金払込」または「各種料金払込」のメニューを選択する。
● 「収納機関番号」を入力する画面が表示されます。

3 環境再生保全機構の収納機関番号【48003】を入力して、**次へ**をクリックする。

- 「収納番号」、「確認番号」、「納付区分」を入力する画面が表示されます。
- 「収納期間番号」は【48003】で固定です。

4 「納付番号」、「確認番号」、「納付区分」について、それぞれの番号を入力して、**次へ**をクリックする。

- 毎年、納付番号は変わります。過年度の納付番号を使用することはできません。

入力注意

項目 (桁数)	入力する値	備考
【納付番号】(13桁)	賦課金番号 (8桁) + 固定番号 (10024)	末尾の固定番号 (5桁) は年度ごとに変わります。
【確認番号】(6桁)	0※0100	※に入力する値は全期又は延納の場合で異なります。 【延納の場合】 ・第2期分納付時…※に「2」と入力 ・第3期分納付時…※に「3」と入力 ・第4期分納付時…※に「4」と入力
【納付区分】(3桁)	301 (固定番号)	どの年度でも共通の番号となります。

5 「払込金額」欄に汚染負荷量賦課金の納付額が表示されるので、確認したら**次へ**をクリックする。

- 電子納付を行う申告の内容が表示されます。

6 「払込金額」欄に汚染負荷量賦課金の納付額が自動で表示するので**次へ**をクリックする。

納付

● ペイジー (Pay-easy) での納付

誤りの多い事例

オンライン申告

事例	ここをご確認ください
送信が完了していない。	必ずファイル送信記録をご確認ください。
算定様式ファイルの送信を忘れた。	速やかに機構までご連絡ください。機構の指示に従って、再度申告書Excel雛型ファイルと算定様式Excel雛型ファイルを送信してください。送信するときは、申告書と算定様式のファイルの数をよく確認してください。
内容に誤りがあるExcel雛型ファイルをアップロードしてしまった。	作成したExcel雛型ファイルにある「入力チェック」をクリックすると、入力内容に誤りがないかをチェックできます。詳しくは、別冊の「作成マニュアル」をご覧ください。
電子申告等を行う者が変更となった。	「電子申告等を行う者」に変更があっても、「電子申告等届出書」を再度提出していただく必要はありません。①新たにオンライン申告をはじめるとき、②合併等で法人格が変わる場合に「電子申告等届出書」を提出してください。

用紙申告

事例	ここをご確認ください
計算誤り、端数処理に誤りがある。	用紙申告においては、Excel雛型ファイルのような自動計算機能や端数処理機能等のチェック機能がないので、再確認するなど誤りが無いように注意してください。
転記誤り、記入漏れがある。	算定様式から申告書への転記誤りに注意してください。

算定様式

事例	ここをご確認ください
前年度の申告書または算定様式を使用している。	Excel雛型ファイルは毎年度更新しています。必ず当年度にダウンロードしたExcel雛型ファイルを使用してください。
現在分の賦課金額の計算において、現在分SOx排出量の欄に前年度に申告したSOx排出量を記載している。	工場・事業場における全ての施設から前年に排出された総量を入力してください。算定様式で算出した合計値となります。オンライン申告では「算定様式の取り込み」ボタンにより作成した算定様式(A～D様式)のデータを取り込み、自動的に前年の排出量を計算します。
成績表から算定様式に燃原料の密度・硫黄分を転記する際、四捨五入している。	別冊の「申告書類作成マニュアル」(青冊子)に従い、端数処理を行ってください。
過去分および現在分賦課金額の1円未満を四捨五入している。または汚染負荷量賦課金額の100円未満を四捨五入している。	過去分および現在分賦課金額の1円未満は切り捨て、汚染負荷量賦課金額の100円未満は切り捨てとなります。
現在分SOx排出量を算定様式から申告書に転記する際、小数点以下を四捨五入している。または切り捨てずに入力している。	それぞれの算定様式で算出したSOx排出量を合算後、申告書に転記する際1m3N未満は切り捨てとなります。オンライン申告では「算定様式の取り込み」ボタンにより作成した算定様式(A～D)様式のデータを取り込み、自動的に前年の排出量を計算します。
E様式、加重平均一覧表から算定様式へ転記した数値に誤りがある。	転記誤りがないよう、十分に注意してください。(Excel雛型ファイルでは、E様式、加重平均一覧表に記載した数値が自動的に算定様式へ反映されません)
非常用施設を申告していない。	大気汚染防止法対象外施設でも燃原料を使用している場合は、申告する必要があります。
硫黄分0.01%未満の燃原料を申告していない。	灯油、LPGなどで硫黄分が0.01%未満の燃原料を使用している場合は、年間計のみ申告してください。
申告書の最大排出ガス量欄を記載していない。	最大排出ガス量欄は4月1日現在の工場・事業場におけるばい煙発生施設などの1時間当たりの最大排出ガス量(湿りガス)の総量を記載してください。
算定様式の施設名欄を記載していない。	算定様式の施設名欄は「ボイラー」など対象となる施設の名称を記載してください。
自社分析した燃原料の資料を添付していない。	自社分析によらざるを得ない場合は、その理由、測定方法、測定者および測定データを明記したものを添付してください。

オンライン申告（一般事項）

内 容	回 答
送信できない。	次のような原因が考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ● 申告書または算定様式の賦課金番号に誤りがある。 ● Excel雛型ファイルの名称を変更している。 ● Excel雛型ファイルの「入力チェック」で、入力が完了していない。
<ul style="list-style-type: none"> ● 算定様式の送信を忘れた ● 送信した内容に誤りがあった 	フリーダイヤルまたは賦課金特設サイト「お問い合わせフォーム」までご連絡ください。
「電子申告等届出書」に有効期限はあるか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 有効期限はありません。認証用ファイル（K2Hファイル）は、継続して使用していただきますので大切に保管してください。 ● 「電子申告等届出書」は、「代理人選任・解任届出書」を兼ねないこととなりましたので、代理人が変わっても「電子申告等届出書」の提出は不要です。
オンライン申告システムで提出できる届出書の種類が知りたい。	<ul style="list-style-type: none"> ● オンライン申告システムからは「名称等変更届出書」が提出できます。 ● 賦課金特設サイト（7ページ）の各種届出書フォームより、「電子申告等届出書」、「名称等変更届出書」、「代理人選任・解任届出書」が提出できます。
オンライン申告を行う事業者で、代表者に変更になった場合の手続きは？	<ul style="list-style-type: none"> ● 手続きの必要はありません。お手元の認証用ファイル（K2Hファイル）も引き続きご使用ください。
納付義務者の名称等が変更になる場合の手続きは？	<ul style="list-style-type: none"> ● 納付義務者に変更が生じる場合は、「名称等変更届出書」と共にその事業の実態が把握できる資料の提出が必要になります。 ● 合併・分割・事業譲渡等があった場合は、賦課金特設サイト（7ページ）「お問い合わせフォーム」より変更内容をご連絡ください。担当者より折り返し連絡します。
オンライン申告で使用する認証用ファイル（K2Hファイル）を開くことができません。どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 認証用ファイル（K2Hファイル）は開かないでください。 ● 開いても読み取れないファイルです。受け取った認証用ファイル（K2Hファイル）をPC上に保管していただき、オンライン申告システムにログインする際に参照（参照→指定→開く）してください。
認証情報のハガキが届いていない場合は、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 2021年（令和3年）3月を最後に認証情報（ユーザーID・仮パスワード）のハガキの発送は廃止となりました。 ● 毎年度の仮パスワードでのログインはなくなりましたので、事業者にて設定したパスワードで引き続きログインできます。 ● なお、設定したパスワードを忘れた場合は、賦課金ホームページ「お問い合わせフォーム」の「認証情報に関すること」を選択しご連絡ください。
押印廃止に伴い、「電子申告等届出書」の様式が変わりましたが、オンライン申告に関する手順で変更がありますか。	<ol style="list-style-type: none"> ①従来CD-Rでお送りしていた「認証用ファイル（K2Hファイル）」を、メールで送付することが可能となりました。 ②「電子申告等を行う者」が変わっても、これまでお使いいただいていた「認証用ファイル（K2Hファイル）」は引き続き使用いただけます。 ③「電子申告等届出書」から「代理人選任・解任届出書」欄を削除しましたので、代理人で申告する場合のみ、「代理人選任・解任届出書」を提出いただくこととなりました。
オンライン申告をしています。担当者が変更になる場合、どのような手続きが必要ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 手続きの必要はありません。 ● 担当者が変更した場合は、申告書の担当者欄に変更となった担当者をご記入ください。 ● なお、認証情報は引き続き使用できますので、後任の担当者へ引き継いでください。

オンライン申告へのログイン

内容	回答
オンライン申告システムのログイン画面はどうすれば表示できるか。	賦課金特設サイト(7ページ)の右上にある「オンライン申告システムログイン」ボタンからログインしてください。
設定したパスワードを忘れた。	<ul style="list-style-type: none"> ● 賦課金特設サイト(7ページ)の「お問い合わせフォーム」から「認証情報に関すること」を選択の上、ご連絡ください。 ● パスワードを無効化し、仮パスワードを発行しますので、ログインの上速やかに新パスワードを設定してください。
認証用ファイル(K2Hファイル)を紛失した。	賦課金特設サイト(7ページ)の「各種届出書フォーム」より「電子申告等届出書」を選択し、届出をお願いします。(届出理由は「再発行」となります。)
オンライン申告システムに新設された「オンライン申告(算定様式なし用)」とは何ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 申告書の雛型ファイルをダウンロードすることなくWeb画面に直接入力ができますので作業の効率化が図られます。 ● セキュリティ等の関係でExcel雛型ファイルのダウンロード、アップロードができない場合やExcelのマクロが使用できない事業者がご利用いただけます。
オンライン申告システムに新設された「オンライン申告(算定様式なし用)」の「算定様式なし用」とは、どのような事業者が対象ですか？	<p>以下の事業者が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去分の申告のみの事業者 ・施設の休止等で、算定期間(前年の1月～12月)の現在分のSOx排出量が0(ゼロ)の事業者
オンライン申告事業者に申告関係書類の送付はありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ● オンライン申告の実施の有無にかかわらず、申告関係書類は送付します。 ● なお、「申告・納付の手続き(緑冊子)」と「申告書類作成マニュアル(青冊子)」については、賦課金特設サイトより毎年、最新版をダウンロードしてご確認ください。
オンライン申告でも納付書は送付されますか？	オンライン申告の事業者にも、申告関係書類と一緒に所定の納付書を送付します。納付書は他の書類と比べてサイズが小さいため申告書類に紛れてしまうことがありますので、今一度ご確認ください。

Excel雛型ファイルについて

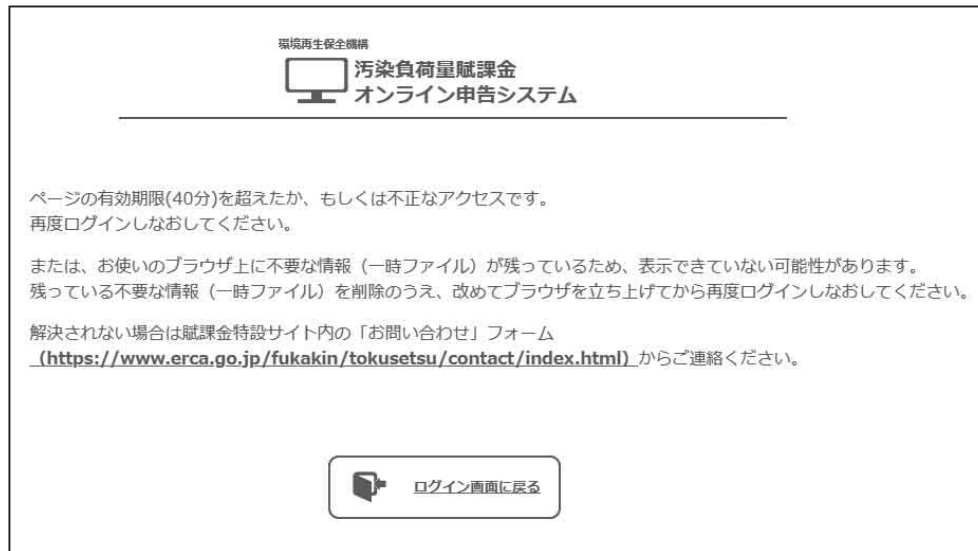
内容	回答
<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページにアクセスできない。 ● ダウンロードできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● エラーメッセージが出る場合：ブラウザソフトのセキュリティ設定か、事業者のサーバやネットワークセキュリティ上の問題である可能性があります。システム管理者に相談してください。 ● 回線が混雑していると思われる場合：時間帯を変えて再度接続を試みてください。
ダウンロードしたExcel雛型ファイルが開けない。解凍できない。	<ul style="list-style-type: none"> ● ダウンロード中にファイルが破損した可能性があります。再度ダウンロードをお試しください。 ● 事業者のセキュリティ設定により、外部からダウンロードするデータが自動的に無害化されデータが破損する場合があります。思い当たる場合はシステム管理者に相談してください。 ● データの解凍にはWindows標準機能をご利用ください。(24、25ページ)

内 容	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ● Excel雛型ファイルが開かない。(開こうとすると強制終了する。) ● 入力チェック 印刷 様式の追加などをクリックすると、Excelが強制終了する。(メッセージが表示される場合もあります) ● 「プロジェクトまたはライブラリが見つかりません」などのエラーメッセージが出現し、マクロが機能しなくなった。 ● 作業中にフリーズする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● Excelが、Dynamic Data Exchange (DDE) を無視するように設定されている。→ 下記手順で設定を変更してください。 <ul style="list-style-type: none"> ① Excelで、ファイル ▶ オプション ▶ 詳細設定をクリックする。 ② 「全般」の「Dynamic Data Exchange(DDE)を使用するほかのアプリケーションを無視する」にチェックが入っている場合はチェックを外す。 ③ OKをクリックする。 ● 事業者内でのセキュリティの問題から、マクロファイルを使用できない環境で無理に使用した場合、強制終了されることがあります。 ● ネットワークの環境や、PCとプリンターの接続などシステム環境により、印刷ができない、強制終了されるなどのケースがまれに発生します。→ 事業者のシステム管理者にご相談ください。 ● Excel雛型ファイルは、ブックやシートに保護をかけられています。入力できないセルの操作、マクロ情報の編集、ファイル名の変更などを行うと、Excel雛型ファイルが損傷する原因となります。 ● 事業者内のインターネット接続環境や、ダウンロード時の状況により、ダウンロードしたファイルの一部が損傷する場合があります。→ もう一度Excel雛型ファイルをダウンロードしてください。
Excelのマクロ表示が出ない	● Excelのセキュリティレベルを変更してください。(「申告書類作成マニュアル(青冊子)」6ページ)
算定様式で用量なしの月に「0」と入力すると、エラー表示となる。	● 算定様式は「0」の入力に対応しておりません。→ 0の場合は空白(何も入力しない)としてください。(全様式共通)
オンライン申告をしています。どのようにExcel雛型ファイルを手入れすればよいですか？	<p>オンライン申告システムにログインして、ダウンロードメニューからExcel雛型ファイルを手入れしてください。</p> <p>(手順)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン申告システムにログインする。 ・送付する書類を選択とありますので「汚染負荷量賦課金申告書」を選択する。 ・次の画面で「オンライン申告雛型ファイルダウンロード」を選択する。 ・雛型ファイルのダウンロード画面が表示されますので、必要な雛型ファイルを選択し、ダウンロードしてください。
様式の追加 を実行すると、「メモリ不足」のメッセージが表示される。	● Excel雛型ファイルをCDなどのメディア上で実行している。→ Excel雛型ファイルをデスクトップやマイドキュメントなどのハードディスク上に保存して実行してください。
算定様式を複数枚作成する時は、必要枚数分ダウンロードする必要はありますか？	算定様式が複数枚必要なときは、Excel雛型ファイルの下にある 算定様式の追加 をクリックして必要枚数を追加してください。 ※C様式については、1施設について1様式に入力します。複数の施設分を算定する場合は、入力されていないC様式のExcel雛型ファイルを必要な施設分だけコピーしてから作成してください。
エクセル保存 を行うと、「変更を保存して署名を破棄する(D)」などのメッセージが表示される。	● 算定様式の追加 で複数の算定様式を作成していた場合、 エクセル保存 を行うとメッセージが表示されます。 ● 変更を保存して署名を破棄する(D) をクリックして、保存してください。
Excelを終了できない。	Excel雛型ファイルを閉じる前に、Excelを終了しようとする、エラーメッセージが表示されてExcelを閉じることができません。 ● 終了 をクリックしてExcel雛型ファイルを閉じてから、Excelを閉じてください。
「名称等変更届出書」などの、届出書の様式の入手方法は？	● 賦課金特設サイト(7ページ)の各種届書フォームより入手できます。

PCの使用上のトラブルなど

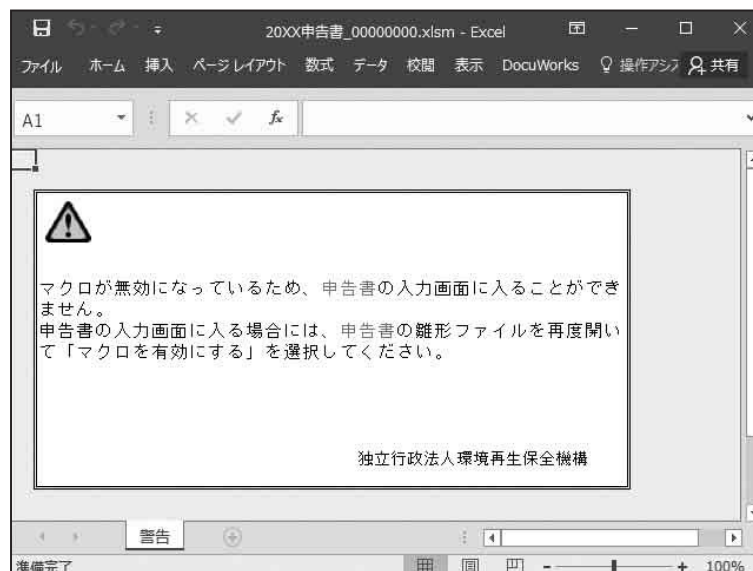
オンライン申告システムで下記の画面が表示される場合は、一度ブラウザを閉じて、再ログインしてください。

それでも解決しない場合は、ブラウザのインターネット一時ファイルをクリアしてください。
(52 ページ)

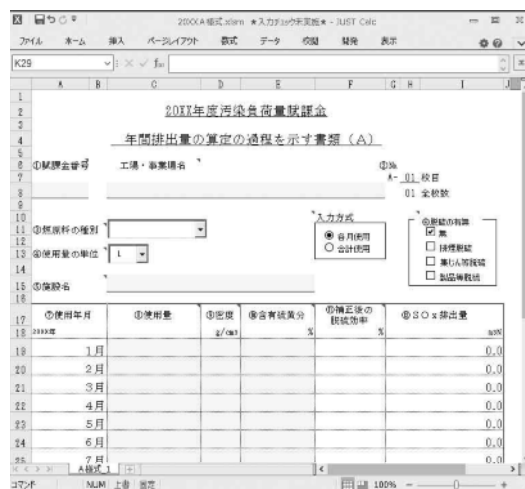
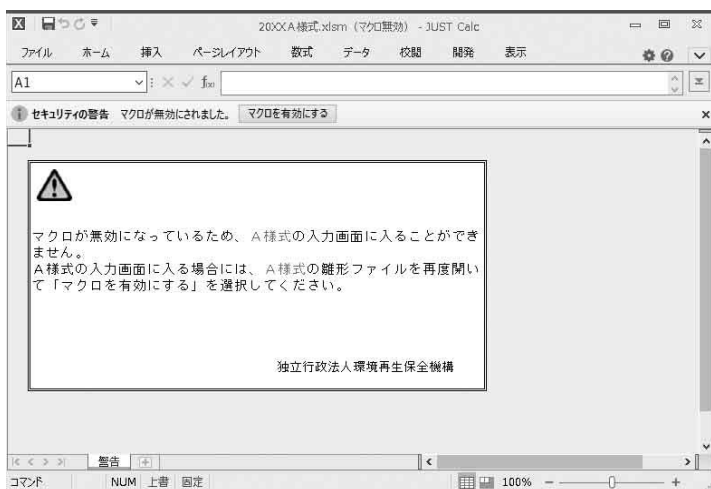


Excel雛型ファイルを起動したとき、マクロが有効にならない、またはセキュリティ警告バーが表示されない場合は、マクロのセキュリティを変更してください。

(「申告書類作成マニュアル」(青冊子)4～6ページ)



「Excel」を使用して、申告用Excel雛型ファイルへ入力してください。その他の表計算ソフト（例：Google スプレッドシートやJUST Calc等）を使用して動作不良が発生した場合、当機構では対処いたしかねますので、その場合は用紙申告に切り替えて申告してください。



お使いのソフトウェアのタイトルバーが「Excel」になっているかどうかご確認ください。その他の表計算ソフト（例：JUST Calc等）を使用している場合、マクロが正常に動作しない、提出（アップロード）できない、といった現象などが確認されています。



ソフトウェアの基本情報を確認するには、「ファイル」から「ヘルプ」、ついで「バージョン情報」をご確認ください。（※お使いのソフトのバージョンによって、操作手順が異なる可能性があります。）

ユーザIDやパスワードの表示画面が表示されない。

Microsoft EdgeおよびGoogle Chrome以外のブラウザで接続している場合は、ユーザIDやパスワードの画面は表示されません。古いバージョンのブラウザを使用している場合は、最新のものにバージョンアップしてください。（Internet Explorerはマイクロソフトのサポートも切れており、セキュリティの観点からも、Microsoft Edgeを利用することをマイクロソフトも強く勧めています。）

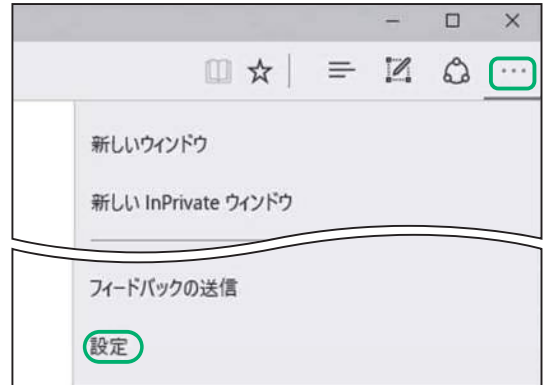
困ったとき

● PCの使用上のトラブルなど

ブラウザのインターネット一時ファイルを削除するには

Microsoft Edge の場合

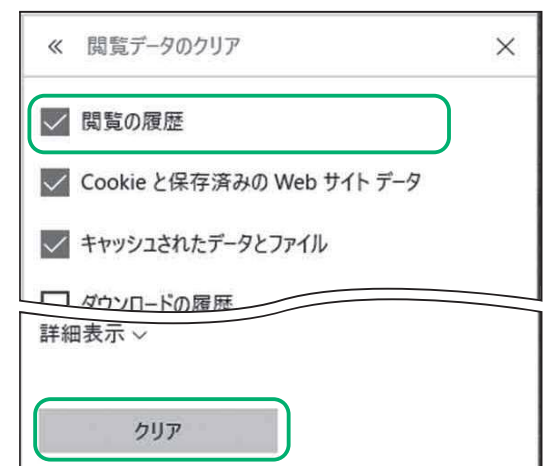
- 1 ブラウザ右上の **⋮** をクリックし、**設定** をクリックする。



- 2 「プライバシー、検索、サービス」から「閲覧データのクリア」の**クリアするデータの選択** をクリックする。



- 3 時間の範囲を**すべての期間**にし、「閲覧の履歴」を**チェック**して**クリア** をクリックする。

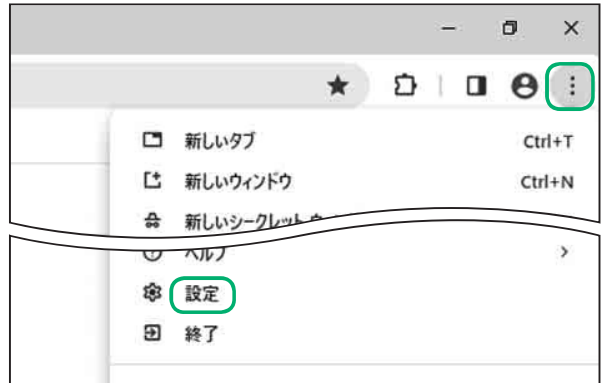


- 上記の操作で解決できない場合、「Cookieおよびその他のサイトデータ」、「キャッシュされた画像とファイル」にもチェックを入れ、削除してください。

ブラウザのインターネット一時ファイルを削除するには (続き)

Google Chrome の場合

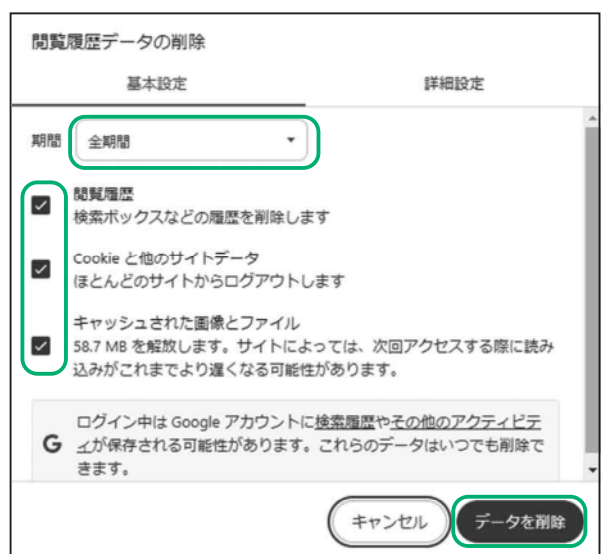
- 1 ブラウザ右上の **⋮** をクリックし、**設定** をクリックする。



- 2 **プライバシーとセキュリティ** から、**閲覧履歴データの削除** をクリックする。



- 3 期間を **全期間** にして、**全てにチェックを入れてから** **データを削除** をクリックする。

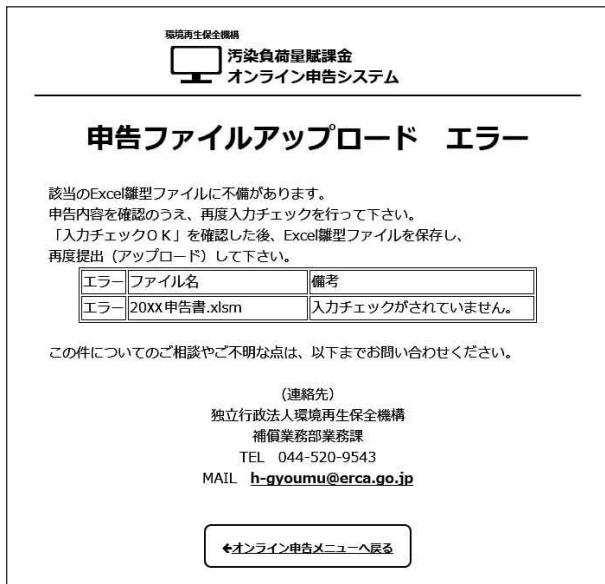


困ったとき

● PC の使用上のトラブルなど

エラーなどの一覧

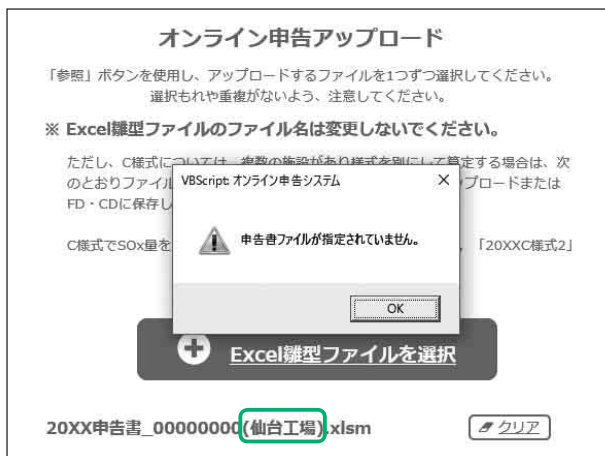
不正ファイル選択エラー画面



左記のメッセージが表示された場合、該当のExcel雛型ファイルには、入力もれがあります。下記の手順に従って、入力もれの箇所を確認し、再度提出（アップロード）してください。

- ①提出（アップロード）時にエラーがあったExcel雛型ファイルを開く
 - ② **入力チェック** をクリックする
 - ③案内に従って、入力もれの箇所を入力する
 - ④再度 **入力チェック** をクリックする
 - ⑤入力が完了するまで③と④の手順を繰り返す
 - ⑥エラー画面が表示されなくなったことを確認し、**エクセル保存** をクリックし、任意の場所にExcel雛型ファイルを保存する
 - ⑦オンライン申告システムにログインし、保存したExcel雛型ファイルを再度提出（アップロード）する
- Excel雛型ファイル提出（アップロード）画面からはExcel雛型ファイル以外のファイルは送信できません。
 - Excel雛型ファイル以外の添付書類をアップロードする場合は、添付ファイル提出（アップロード）で送信してください。

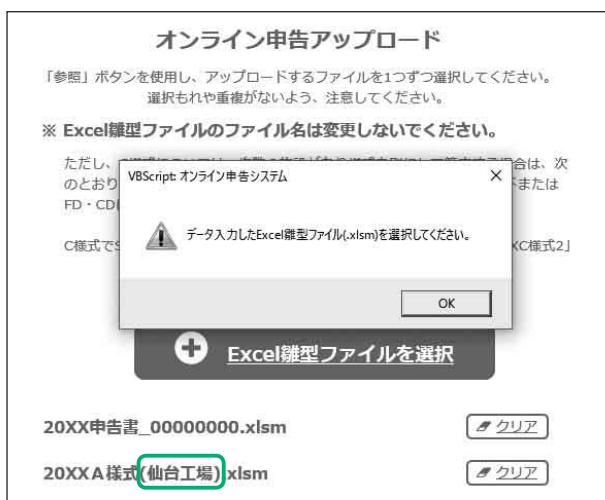
申告ファイル名変更によるエラー画面



左記のメッセージが表示された場合、申告書Excel雛型ファイルの名称が変更されています。

申告書は、「20××申告書_〇〇〇〇〇〇〇〇.xlsxm」という名称でダウンロードされます。この名称を変更してしまうと、アップロードすることができません。下記の手順にしたがって、申告書ファイルの名称を修正し、再度提出（アップロード）してください。

- ① 提出（アップロード）した申告書Excel雛型ファイルを準備する
- ② ファイル名を修正する。ここでは、(仙台工場) を入れたことによりエラーとなったので、この文字を削除する
- ③ オンライン申告システムにログインし、修正した申告書Excel雛型ファイルを再度提出（アップロード）する



左記のメッセージが表示された場合、A様式Excel雛型ファイルの名称が変更されています。

A様式は、「20××A様式.xlsxm」という名称でダウンロードされます。この名称を変更してしまうと、アップロードすることができません。下記の手順に従って、A様式ファイルの名称を修正し、再度提出（アップロード）してください。

- ① 提出（アップロード）したA様式Excel雛型ファイルを準備する
- ② ファイル名を修正する。ここでは、(仙台工場) を入れたことによりエラーとなったので、この文字を削除する
- ③ オンライン申告システムにログインし、修正したA様式Excel雛型ファイルを再度提出（アップロード）する

年度エラー画面

環境再生保全機構

汚染負荷量賦課金
 オンライン申告システム

申告ファイルアップロード エラー

受信したファイルは20XX年度申告データではありません。
当該年度のデータをアップロードしてください。


この件についてのご相談やご不明な点は、以下までお問い合わせください。

(連絡先)
 独立行政法人環境再生保全機構
 補償業務部業務課
 TEL 044-520-9543
 MAIL h-gyoumu@erca.go.jp

[オンライン申告メニューへ戻る](#)

左記のメッセージが表示された場合、以前のExcel雛型ファイルを使用しています。申告する年度のExcel雛型ファイルを使用してください。

当初申告未登録エラー画面

環境再生保全機構

汚染負荷量賦課金
 オンライン申告システム

申告ファイルアップロード エラー

当初申告が登録されていません。
この件についてのご相談やご不明な点は、以下までお問い合わせください。

(連絡先)
 独立行政法人環境再生保全機構
 補償業務部業務課
 TEL 044-520-9543
 MAIL h-gyoumu@erca.go.jp

[オンライン申告メニューへ戻る](#)

左記のメッセージが表示された場合、申告書の申告区分が「10」以外の数字になっています。当初申告の方は「10」に修正して、再度提出（アップロード）してください。また、修正申告の方は、申告書類の年度をご確認ください。

①	申告 区分	賦課 区
	11	1

前年度データ複写 | 入力チェック | 印刷 | エクセル保存 | 終了

20XX年度 汚染負荷量賦課金申告書 修正分
提出年月日 20XX年7月5日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿
公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。

①	申告区分	課金区分	汚染負荷量賦課金番号	
			納付義務発生年度	工業団地番号
	11	1	03308	01 2

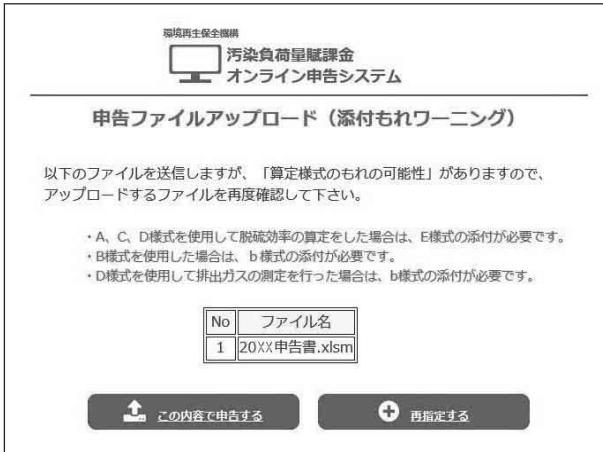
② (f)住所 郵便番号 212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310
③ (g)氏名又は名称 青空工業株式会社 印
④ (h)代表者氏名 青空一郎 印 (c)間左 大森一夫 印
⑤ (k)資本金 8,230,000

● 申告区分をご確認ください。

困ったとき

● エラーなどの一覧

申告ファイルアップロード(添付もれワーニング)画面



算定様式を添付せずに「選択したファイルをアップロード」ボタンを押下すると、左記のメッセージが表示されます。

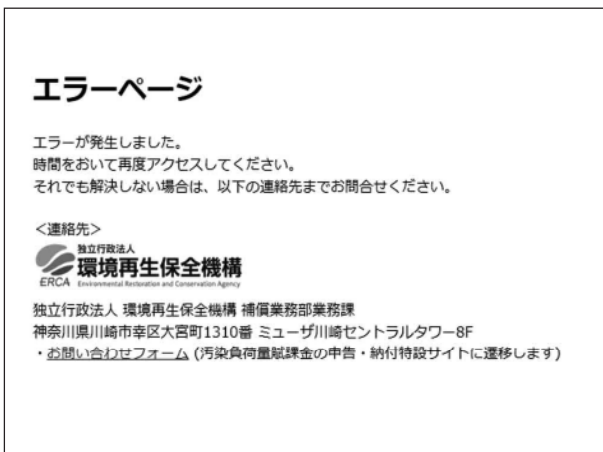
提出(アップロード)の前に、提出資料等を再確認してください。

算定様式の作成が必要ない場合は「この内容で申告する」ボタンを押下して申告を完了してください。

算定様式を作成したが、添付が漏れてしまっていた場合は「再指定する」ボタンを押下して、算定様式を添付してください。








算定様式の作成を失念等していた場合は必要に応じて算定様式をダウンロードし、作成をしてから改めてアップデートをしてください。

その他のエラー画面



その他左図のとおりエラーページ画面が表示された場合はお手数ですが賦課金特設サイト内にあるお問い合わせフォームよりご連絡願います。機構担当者よりご連絡いたします。

申告関係書類の入手方法等

書類	入手方法
申告・納付の手続き（緑冊子）	賦課金特設サイトからダウンロード
申告書類作成マニュアル（青冊子）	賦課金特設サイトからダウンロード
申告書	 賦課金事務局から送付されます。
	 オンライン申告システムからダウンロードしてください。 (22、23 ページ)
汚染負荷量賦課金納付書	賦課金事務局から送付されます。 第2期目以降の納付書は機構からお送りします。
各算定様式・添付書類	 賦課金事務局から送付されます。
	 オンライン申告システムからダウンロードしてください。 (22、23 ページ)
名称等変更届出書	 賦課金特設サイトの各種届出書フォームから入力してください。
	 オンライン申告システムにログインし、「名称等変更届出書」を作成し、変更することができます。(34～37 ページ)
電子申告等届出書	 賦課金特設サイトの各種届出書フォームから入力してください。
	
代理人選任・解任届出書	 賦課金特設サイトの各種届出書フォームから入力してください。
	
公害健康被害補償・予防の手引き (公害健康被害補償制度 入門編)	賦課金特設サイトからダウンロード
Q&A	賦課金特設サイトから閲覧
解説動画	賦課金特設サイトから閲覧
説明会動画	賦課金特設サイトから閲覧
40年のあゆみ	賦課金特設サイトから閲覧

名称等変更届出書

- 以下の方法で提出してください。
 - ・オンライン申告システムにログインし、「名称等変更届出書」へ入力(34～37ページ)
 - ・賦課金特設サイトの各種届出書フォームへの入力(7ページ)

名称等変更届出書記載例(用紙申告の場合)

(様式第2号)(第2条関係) 名称等変更届出書

独立行政法人環境再生保全機構理事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者又は選任代理人
 氏名又は名称 **関東青空株式会社**
 住所 **神奈川県川崎市幸区大宮町 1310**
 代表者又は選任代理人 **代表取締役 山田 勝重**

20XX年 4月 22日

次のとおり変更があったので、届け出ます。

賦課金番号	1	2	3	4	5	6	7	8	変更年月日	20XX年 4月 11日										
変更理由 (該当するところに☑を付けて下さい。)	<input checked="" type="checkbox"/> 商号変更 <input type="checkbox"/> 事業譲渡 <input checked="" type="checkbox"/> 本社の住所変更 <input checked="" type="checkbox"/> 工場等の閉鎖・廃止 <input type="checkbox"/> 工場等名の変更 <input type="checkbox"/> 施設の賃貸借 <input type="checkbox"/> 清算結了 <input type="checkbox"/> 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書等の送付先変更 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 工場等の移転 <input type="checkbox"/> 市町村の合併に伴う住居表示等の変更 <input type="checkbox"/> その他()																			
① 納付義務者	フリガナ	カントウコウギョウカブシキガイシャ				変更前					フリガナ	カントウアオゾラカブシキガイシャ				変更後				
	名称 (法人名等)	関東工業株式会社									関東青空株式会社									
	住所 (本店等所在地)	東京都港区六本木 4-1-4									神奈川県川崎市幸区大宮町 1310									
	※1 代表者氏名																			
② 申告対象工場・事業場	フリガナ	アサカコウジョウ																		
	名称 (申告対象工場等名称)	朝霞工場									(廃止)									
	住所 (申告対象工場等所在地)	埼玉県朝霞市本町 150-254																		
③ 送付先	フリガナ										カントウアオゾラカブシキガイシャ ソムブソムカ									
	名称 (法人名部課等)										関東青空株式会社 総務部総務課									
	住所										神奈川県川崎市幸区大宮町 1310									
連絡担当者氏名	森口 学	所属部課	環境安全課				電話番号	044-520-9549												

※1 代表者のみの変更の場合、届出する必要はありません。
 ※2 送付先欄には工場・事業場の移転、閉鎖等により今後申告書の送付先を変更する場合に記載してください。
 注1 記載にあたっては、変更箇所のみ記入してください。
 注2 工場・事業場の合併、分割、譲渡等があった場合は、新しい認証情報が必要となりますので再度「電子申告等届出書」の提出が必要となります。なお、旧認証情報は無効となります。

申告書に入力する賦課金番号を入力してください。

届出年月日を入力してください。

法人名・住所・代表者または選任代理人の氏名を入力してください。

変更年月日を入力してください。

該当する変更理由を選択してください。

変更箇所のみ入力してください。

担当者名・所属部署・連絡先を入力してください。

名称等変更届出書

年 月 日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては
その代表者又は選任代理人

氏名又は名称

住所

代表者又は選任代理人

次のとおり変更があったので、届け出ます。

賦課金番号										変更年月日	年	月	日	
変更理由 (該当するところに☑ を付けて下さい。)		<input type="checkbox"/> 商号変更 <input type="checkbox"/> 事業譲渡 <input type="checkbox"/> 本社の住所変更 <input type="checkbox"/> 工場等の閉鎖・廃止 <input type="checkbox"/> 工場等名の変更 <input type="checkbox"/> 施設の賃貸借 <input type="checkbox"/> 清算結了 <input type="checkbox"/> 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書等の送付先変更 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 工場等の移転 <input type="checkbox"/> 市町村の合併に伴う住居表示等の変更 <input type="checkbox"/> その他()												
項 目		変 更 前						変 更 後						
① 納付義務者 (ばい煙発生施設等設置者)	フリガナ													
	名 称 (法人名等)													
	フリガナ	〒						〒						
	住 所 (本店等所在地)													
※1 代表者氏名														
② 申告対象工場・事業場	フリガナ													
	名 称 (申告対象工場等名称)													
※2 ③ 送付先 (申告書等)	フリガナ	〒						〒						
	住 所													
連絡担当者氏名						所属部課						電話番号		

※1 代表者のみの変更の場合、届出する必要はありません。

※2 送付先欄には工場・事業場の移転、閉鎖等により今後申告書の送付先を変更する場合に記載してください。

注1 記載にあたっては、変更箇所のみ記入してください。

注2 工場・事業場の合併、分割、譲渡等があった場合は、新しい認証情報が必要となりますので再度「電子申告等届出書」の提出が必要となります。なお、旧認証情報は無効となります。

名称等変更届出書

オンライン名称等変更届出書記載例 (オンライン申告の場合)

機構に現在登録されている情報が表示されます。

名称等変更届出書記載にあたっての留意事項

※1 代表者のみの変更の場合、届出する必要はありません。
 ※2 送付先には工場・事業場の移転、閉鎖等により今後申告書の送付先を変更する場合に記載してください。
 注1 記載にあたっては、変更箇所のみ記入してください。
 注2 工場・事業場の合併、分割、譲渡等があった場合は、新しい認証情報が必要となりますので再度「電子申告等届出書」の提出が必要となります。なお、旧認証情報は、無効となります。

オンライン名称等変更届出書

20XX 年 XX 月 XX 日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿 届出者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつてはその代表者又は選任代理人

氏名又は名称 関東青空株式会社

住所 神奈川県川崎市幸区大宮町1丁目 3-10

代表者又は選任代理人 青空 三郎

次のとおり変更があったので、届け出ます。

届課番号	0 3 3 0 9 0 1 2	変更年月日	20XX 年 XX 月 XX 日
変更の理由 (該当するところに ☑を付けて下さい。)	<input type="checkbox"/> 商号変更 <input type="checkbox"/> 事業譲渡 <input type="checkbox"/> 本社の住所変更 <input type="checkbox"/> 工場等の閉鎖・廃止 <input type="checkbox"/> 工場等名の変更 <input type="checkbox"/> 施設の賃貸借 <input type="checkbox"/> 清算結了 <input type="checkbox"/> 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書等の送付先変更 <input type="checkbox"/> 合併 <input checked="" type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 工場等の移転 <input type="checkbox"/> 市町村の合併に伴う住所表示等の変更 <input type="checkbox"/> その他		
項目	変更前	変更後	
① 納付義務者 (ばい産再生施設等設置者)	フリガナ	アオゾラコウギョウカブシキカイシャ	カントウアオゾラカブシキカイシャ
	名 称 (法人名等)	青空工業株式会社	関東青空株式会社
	フリガナ	カナガワケンカワサキシサイワイクオオミヤチョウ	トウキョウトミナトクロッポンギ
	住 所 (本店等所在地)	〒2128554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310	〒1060032 東京都港区六本木4-1-4
※1 代表者氏名	青空 一郎	ホンシャコウジョウ	
② 申告対象工場・事業場	名 称 (申告対象工場等名称)	仙台工場	本社工場
	フリガナ	ミヤギケンセンダイシアオバクアオバ	カナガワケンカワサキシサイワイクオオミヤチョウ
	住 所 (申告対象工場等所在地)	〒9810916 宮城県仙台市青葉区青葉1-2-3	〒2128554 神奈川県川崎市幸区大宮町1丁目3-10
※2 ③ 送付先 (申告書等)	フリガナ	アオゾラコウギョウカブシキカイシャ トウキョウコウジョウ	アオゾラコウギョウカブシキカイシャ トウキョウコウジョウ
	名 称 (法人名 部課等)		青空工業株式会社 東京工場
	住 所		〒1060032 東京都港区六本木4丁目1-4
連絡担当者氏名	森口 太郎	所属部課	電話番号 044-520-9549

確 認
ク リ ア

←前ページへ戻る

届出年月日を入力してください。

法人名・住所・代表者または選任代理人の氏名を入力してください。

変更年月日を入力してください。

該当する変更理由を選択してください。

変更箇所のみ入力してください。

担当者名・所属部署・連絡先を入力してください。

● 所属部署以外は必須項目です。

変更内容を入力し、**確認**をクリックしてください。

電子申告等届出書

- 以下の方法で提出してください。
 - ・ 賦課金特設サイトの各種届出書フォームへの入力（7ページ）

電子申告等届出書記載例

新規または再発行のどちらかにチェック (☑) をしてください。

- **新規**：初めてオンライン申告をする場合または組織形態の変更により賦課金番号が変更になった場合は【新規】を選択してください。
- **再発行**：認証用ファイル (K2Hファイル) を紛失・破損等した場合は【再発行】を選択してください。

20XX年 4月 1日	
電子申告等届出書	
独立行政法人 環境再生保全機構理事長 殿 公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。	
<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再発行 ※どちらかの口にチェック (☑) をしてください。	
賦課金番号	03309012
納付義務者名	青空工業株式会社
対象工場・事業場名	仙台工場
対象工場・事業場所在地	宮城県仙台市青葉区青葉 1 丁目 2 番 3 号
電子申告等を行う者	氏名 大森 一夫
郵便番号	983-0001
電話番号	022-562-8181
所在地	宮城県仙台市青葉区青葉 1 丁目 2 番 3 号
法人名	青空工業株式会社
事業場名	仙台工場
担当部課	環境課
担当者名	大気 守
送付先	<input checked="" type="checkbox"/> メール (下記にメールアドレスを必ず入力してください) <input type="checkbox"/> 郵送(OD)
メールアドレス	m-taiki@xxxxx.xx.xx

届出年月日を入力してください。

申告書に入力する賦課金番号を入力してください。

申告書に入力する納付義務者(ばい煙発生装置等設置者)を入力してください。

申告書に入力する対象工場・事業場の情報を入力してください。

「電子申告等を行う者」の情報を入力してください。

- **氏名**：「電子申告等を行う者」の氏名

オンライン申告の際に必要な認証情報の送付先を入力してください。

電子申告等届出書

独立行政法人 環境再生保全機構理事長 殿

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

新規 再発行 ※どちらかの口にチェック (☑) をしてください。

賦課金番号	
納付義務者 名称	
対象工場・事業場 名称	
対象工場・事業場 所在地	
電子申告等を行 う者	氏名

認 証 情 報 送 付 先	郵便番号		電話番号	
	所在地			
	法人名			
	事業場名			
	担当部課			
	担当者名			
	送付方法 どちらかの口に チェック (☑) を してください	<input type="checkbox"/>	メール (下記にメールアドレスを必ず入力してください)	<input type="checkbox"/>
	メールアドレス			

代理人選任・解任届出書

- 以下の方法で提出してください。
 - ・賦課金特設サイトの各種届出書フォームへの入力(7ページ)
- 押印の廃止に伴い、代理人を選任せずに申告書の代表者印の押印省略が可能となりました。そのため、代理人欄については空欄とし、代表者名により申告いただくことを推奨しています。

代理人選任・解任届出書記載例

代理人を解任する場合、被解任者の氏名と解任日を入力してください。

申告書を入力する対象工場・事業場の情報を入力してください。

申告書を入力する賦課金番号を入力してください。

代理人に選任する者の情報を入力してください。

- 氏 名: 代理人の氏名
- 施設等設置者との関係: 代理人の役職名
- 住 所: 代理人の勤務先の住所
- 選任した日: 代理人を選任した年月日

(様式第1号) (第2条関係)

ばい煙発生施設設置者
特定施設等設置者 代理人選任・解任届出書

賦課金番号	03309012		
ばい煙発生施設又は特定施設を設置し、又は設置していた工場・事業場	(名称) 仙台工場	(所在地) 宮城県仙台市宮城野区港 1-2-3 電話 022-562-8181	
選任 代理人	氏名	大森 一夫	施設等設置者との関係 工場長
	住所	宮城県仙台市 宮城野区港 1-2-3	選任した日 20XX 年 4 月 1 日
	解任代理人氏名	鎌田 浩二	解任した日 20XX 年 3 月 31 日
代理人が行うべき事項の範囲	公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づいてばい煙発生施設設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項		

20XX年 4 月 1 日

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、上記のとおり届け出ます。

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
神奈川県川崎市幸区大宮町1-3-10
青空工業株式会社
代表取締役 青空 一郎

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

(注)「解任代理人氏名」及び「解任した日」欄は、以前に代理人を選任していない場合は、記入する必要はありません。

届出年月日を入力してください。

法人名・住所・代表者の氏名を入力してください。
(代理人不可)

(様式第1号) (第2条関係)

ばい煙発生施設設置者
特定施設等設置者 代理人選任・解任届出書

賦課金番号							
ばい煙発生施設 又は特定施設を 設置し、又は設 置していた工 場・事業場	(名称)			(所在地)			
				電話			
選任 代理人	氏名			施設等設置者との関係			
	住所			選任した日	年 月 日		
解任代理人氏名			解任した日	年 月 日			
代理人が行うべき事項の範囲	公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づいてばい煙発生施設設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項						

年 月 日

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、上記のとおり届け出ます。

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

(注)「解任代理人氏名」及び「解任した日」欄は、以前に代理人を選任していない場合は、記入する必要はありません。

(1) 公害健康被害の補償等に関する法律(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁(水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償並びに被害者の福祉に必要な事業及び大気の汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ることを目的とする。

(汚染負荷量賦課金の徴収及び納付義務)

第52条 機構は、第48条の規定による納付金のうち、第4条第1項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用並びに第一種地域に係る指定疾病による被害に関して行う公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのもの、第13条第2項の規定による支払に要する費用並びに機構が行う事務の処理に要する費用(以下「補償給付支給費用等」という。)の一部に充てるため、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設が設置される工場又は事業場を設置し、又は設置していた事業者で、次に掲げるもの(以下「ばい煙発生施設等設置者」という。)から、毎年度、汚染負荷量賦課金を徴収する。

- 一 第一種地域に係る指定疾病に影響を与える大気の汚染の原因である政令で定める物質を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が政令で定める地域の区分に応じて政令で定める量以上である工場又は事業場を、各年度(毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下この章において同じ。)の初日において設置している事業者
 - 二 第一種地域の指定がすべて解除された場合にあつては、その解除があつた日(以下「基準日」という。)の前日の属する年度(以下「基準年度」という。)の初日において前号の政令で定められていた物質(以下「対象物質」という。)を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が基準年度の初日において同号の政令で定められていた地域の区分に応じて同号の政令で定められていた量以上であつた工場又は事業場を基準年度の初日において設置していた事業者。ただし、基準日以後も基準日前にされた第4条第1項の認定に係る被認定者及び認定死亡者(以下「既被認定者」という。)に関する補償給付支給費用等が生ずる場合に限る。
- 2 第一種地域の指定がすべて解除された場合において、基準日とその属する年度の初日の翌日以後の日であるときは、前項第2号に掲げるばい煙発生施設等設置者に対する同項の規定の適用については、同項中「毎年度」とあるのは、「基準日の属する年度の翌年度から毎年度」とする。
- 3 ばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付する義務を負う。

(汚染負荷量賦課金の額)

第53条 各ばい煙発生施設等設置者から徴収する汚染負荷量賦課金の額は、次の各号に掲げるばい煙発生施設等設置者の種別に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第1項第1号のばい煙発生施設等設置者 当該ばい煙発生施設等設置者が排出する同号の政令で定める各物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年における年間排出量を乗じて得た額の合計額
 - 二 前条第1項第2号のばい煙発生施設等設置者 次のイ及びロに掲げる額を合算した額
 - イ 対象物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に基準日前の既被認定者の指定疾病に影響を与えた大気の汚染の状況その他の事情を勘案して政令で定める年から基準年度の前年度の初日の属する年までの期間(以下「算定基礎期間」という。)の各年における対象物質の年間排出量を大気の汚染の状況に応じた地域の別その他の事情を勘案して政令で定めるところにより換算して得た量を累積した量(以下「累積量」という。)を乗じて得た額の合計額
 - ロ 基準日以後に排出される対象物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年における対象物質の年間排出量を乗じて得た額の合計額
- 2 前項の年間排出量の算定の方式は、環境省令で定める。

(単位排出量当たりの賦課金額)

- 第54条 前条第1項第1号の単位排出量当たりの賦課金額は、第3条第1項に掲げる補償給付の種類ごとの受給者見込数及び平均受給金額の見込額その他の事項に基づき算定した補償給付支給費用等に充てるための汚染負荷量賦課金の総額として当該年度において必要であると見込まれる金額(以下「賦課金見込額」という。)のうち既被認定者以外の被認定者及び認定死亡者に関する金額とばい煙発生施設等設置者が排出する第52条第1項第1号の政令で定める各物質ごとの前年度の初日の属する年における総排出量とを基礎として、当該物質による大気汚染の状況に応じた地域の別に従い、政令で定める。
- 2 次の各号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額は、当該各号に掲げる事項を基礎として政令で定める。ただし、第2号に掲げる賦課金額は、同号の対象物質による大気汚染の状況に応じた地域の別に従い定めるものとする。
- 一 前条第1項第2号イの単位排出量当たりの賦課金額 賦課金見込額のうち既被認定者に関する金額に既被認定者の指定疾病の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を乗じて得た額及びばい煙発生施設等設置者が排出した算定基礎期間における対象物質ごとの総累積量
- 二 前条第1項第2号ロの単位排出量当たりの賦課金額 賦課金見込額のうち既被認定者に関する金額に一から前号の政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た額及びばい煙発生施設等設置者が排出する前年度の初日の属する年における対象物質ごとの総排出量

(汚染負荷量賦課金の納付等)

- 第55条 ばい煙発生施設等設置者は、各年度ごとに、汚染負荷量賦課金を、環境省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その年度の初日から45日以内に機構に納付しなければならない。
- 2 前項の申告書には、第52条第1項第1号の政令で定める物質又は基準日以後に排出される対象物質の年間排出量を証する書類として環境省令で定める書類を添付しなければならない。
- 3 機構は、ばい煙発生施設等設置者が第1項に規定する期間内に同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書に環境省令で定める事項の記載の誤りがあると認めるときは、汚染負荷量賦課金の額を決定し、これをばい煙発生施設等設置者に通知する。
- 4 前項の規定による通知を受けたばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付していないときは同項の規定により機構が決定した汚染負荷量賦課金の全額を、納付した汚染負荷量賦課金の額が同項の規定により機構が決定した汚染負荷量賦課金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から15日以内に機構に納付しなければならない。
- 5 ばい煙発生施設等設置者が納付した汚染負荷量賦課金の額が、第3項の規定により機構が決定した汚染負荷量賦課金の額をこえる場合には、機構は、そのこえる額について、未納の汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(汚染負荷量賦課金の延納)

- 第56条 機構は、ばい煙発生施設等設置者の申請に基づき、その者の納付すべき汚染負荷量賦課金を延納させることができる。

(督促及び滞納処分)

- 第57条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金を納付しない者があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならない。
- 2 前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発する。
- 3 前項の督促状により指定する第1項の期限は、督促状を発する日から起算して10日以上経過した日でなければならない。
- 4 機構は、第1項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金を完納しないときは、納付義務者の住所地又はその財産の所在地の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対して、その徴収を請求することができる。
- 5 市町村は、前項の規定による徴収の請求を受けたときは、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。この場合においては、機構は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。
- 6 市町村が第四項の規定による徴収の請求を受けた日から30日以内に滞納処分に着手せず、又は90日以内にこれを結了しないときは、機構は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

(延滞金)

第58条 前条第1項の規定により汚染負荷量賦課金の納付を督促したときは、機構は、その督促に係る汚染負荷量賦課金の額につき年14.5パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る汚染負荷量賦課金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、汚染負荷量賦課金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる汚染負荷量賦課金の額は、その納付のあつた汚染負荷量賦課金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前2項の汚染負荷量賦課金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前3項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号の一に該当する場合には、徴収しない。ただし、第4号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

- 一 督促状に指定した期限までに汚染負荷量賦課金を完納したとき。
- 二 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。
- 三 延滞金の額が百円未満であるとき。
- 四 汚染負荷量賦課金について滞納処分 of 執行を停止し、又は猶予したとき。
- 五 汚染負荷量賦課金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第59条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第60条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金は、この節に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(資料の提出)

第60条の2 機構は、汚染負荷量賦課金の徴収に関し必要があると認めるときは、ばい煙発生施設等設置者に対し、文書その他の物件の提出を求めることができる。

(環境省令への委任)

第61条 この節に定めるもののほか、汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(ばい煙発生施設等設置者等に対する報告の徴収等)

第141条 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者の工場若しくは事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第139条第2項の規定は前項の規定による検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(罰則)

第146条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第60条の2(第66条において準用する場合を含む。)の規定により文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の記載をした文書を提出した者
- 二 第136条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者
- 三 第140条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第147条 第141条第1項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

(2) 旧公害健康被害補償法施行令(抜粋)

(汚染負荷量賦課金の賦課対象物質)

第28条 法第52条第1項の政令で定める物質は、硫黄酸化物とする。

(最大排出ガス量)

第29条 法第52条第1項の最大排出ガス量(同項に規定するばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の一時間当りの量を、温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。)につき政令で定める量は、別表第三の第二欄に上げる地域の区分に応ずる同表第三欄に掲げる量とする。

(単位排出量当りの賦課金額)

第30条 法第54条の政令で定める単位排出量当たりの賦課金額は、温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した硫黄酸化物一立方メートルにつき、別表第三の第二欄に掲げる地域の区分に応ずる同表の第四欄に掲げる金額とする。

別表第三(第29条、第30条関係)

1	別表第一の二十八の項から三十一の項まで及び三十二の項に掲げる地域	5,000m ³	省略
2	別表第一の二の項から二十二の項までに掲げる地域	5,000m ³	省略
3	別表第一の一の項、二十四の項、二十五の項及び三十一の二の項に掲げる地域	5,000m ³	省略
4	別表第一の二十三の項、二十六の項、二十七の項及び三十三の項から三十七の項に掲げる地域	5,000m ³	省略
5	別表第一に掲げる地域以外の地域	10,000m ³	省略

(指定地域解除 昭和63年3月1日)

(3) 公害健康被害の補償等に関する法律施行令(抜粋)

(政令で定める年)

第31条 法第53条第1項第2号イの政令で定める年は、法第52条第1項第2号に規定する基準年度の前年度の初日の属する年(別表第四において「基準年」という。)の4年前の年とする。

(年間排出量の換算の方法)

第32条 法第53条第1項第2号イの規定による法第52条第1項第2号に規定する対象物質(以下「対象物質」という。)の年間排出量の換算は、法第53条第1項第2号イに規定する算定基礎期間の各年における対象物質の年間排出量に別表第四の第二欄に掲げる地域の区分に従い、それぞれ、各年ごとに定める数を乗ずることにより行うものとする。

(4) 公害健康被害の補償等に関する法律施行規程(抜粋)

(年間排出量の算定の方式)

第3条 法第53条第2項の環境省令で定める同条第1項の年間排出量の算定の方式は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める算式により得た値の硫黄酸化物の量(温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した立方メートルをいう。以下この条において同じ。)を合計するものとする。ただし、これとは別の方式により年間排出量が算定できるときは、この限りでない。

一 使用する原材料又は燃料が液体又は固体の場合にあつては、それぞれ、使用する原材料又は燃料の別に応じて次のいずれかの算式により算出するものとする。

イ 原材料又は燃料の前年における使用量(単位 リットル)×原材料又は燃料の密度(単位 グラム毎立方センチメートル)×原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合(単位 重量比)×(22.4/32)

ロ 原材料又は燃料の前年における使用量(単位 キログラム)×原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合(単位 重量比)×(22.4/32)

二 使用する原材料又は燃料が気体の場合にあつては、それぞれ、使用する原材料又は燃料の別に応じて次の算式により算出するものとする。原材料又は燃料の前年における使用量(単位 温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した立方メートル)×原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合(単位 容量比)

2 前項の場合において、脱硫(原材料中又は製品等中に吸収されること及び原材料中又は灰分中に残留することを含む。第6条第1項第6号において同じ。)により除去される硫黄酸化物の量は控除して算定するものとする。

(納付の方法)

第5条 汚染負荷量賦課金は、これを工場又は事業場を単位として納付するものとする。ただし、納付義務者(法第52条第3項の規定により汚染負荷量賦課金を納付する義務を負うばい煙発生施設等設置者をいう。次条第2項、第7条、第8条及び第9条第2項において同じ。)が、これによらない旨をあらかじめ機構に届け出たときは、これとは別の方法により納付することができる。

(添付書類)

第6条 法第55条第2項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 第3条第1項本文の年間排出量の算定の方式による算定の過程を示す書類

二 第3条第1項ただし書の年間排出量の算定の方式により算定する納付義務者にあつては、その算定の過程を示す書類及びその算定の基礎となつた数値の根拠を明らかにすることができる書類

三 前年度の初日の属する年における原材料又は燃料の使用量を明らかにすることができる書類

四 原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合を明らかにすることができる書類

五 原材料又は燃料の密度を明らかにすることができる書類

六 脱硫により除去される硫黄酸化物がある場合にあつては、脱硫の程度及びその根拠を明らかにすることができる書類

(フレキシブルディスクによる手続)

第6条の2 法第55条第2項の規定に基づく同条第1項の申告書への前条の書類の添付については、第4条第1項各号に定める事項及び当該書類の作成に必要となる事項を記録したフレキシブルディスクを添付することにより、行うことができる。

(フレキシブルディスクの構造)

第6条の3 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一 日本工業規格X6221に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本工業規格X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)

第6条の4 第6条の2の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、前条第1号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X6222、同条第2号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X6224又はX6225

二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X0605

三 文字の符号化表現については、日本工業規格X0208附属書一

2 第6条の2の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X0201及びX0208による図形文字並びに日本工業規格X0211による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第6条の5 第6条の2のフレキシブルディスクには、日本工業規格X6 2 2 1又はX6 2 2 3によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 汚染負荷量賦課金の納付義務者の氏名又は名称及び汚染負荷量賦課金申告書(様式第一号)中の汚染負荷量賦課金番号
- 二 法第55条第1項の申告書の提出年月日

(書類の保存義務)

第19条 ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者又はばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者であつた者は、法又はこの省令による書類を、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(代理人選任の届出)

第20条 ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者は、法の規定に基づいてばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項につき、代理人をして処理させようとするときは、あらかじめ、文書でその旨を機構に届け出なければならない。

(電子情報処理組織による申告等)

第22条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用した法第55条第1項の規定による申告書の提出、法第56条の規定による延納の申請、第5条ただし書の規定による別の方法による納付の届出及び第20条の規定による代理人選任の届出(以下「電子申告等」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、電子申告等を行う者の氏名その他必要な事項を文書で機構に届け出なければならない。

- 2 機構は、前項の規定による届出を受けたときは、識別番号及び暗証番号を付し、これらの番号を電子申告等を行う者として届け出られた者に通知するものとする。
- 3 電子申告等を行う者は、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式に記録すべき事項(次項において「電子申告等記録事項」という。)その他必要な事項を、電子申告等を行う者の使用に係る電子計算機であつて次に掲げる技術的基準に適合するものから入力して、電子申告等を行わなければならない。
 - 一 機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手した様式に入力できる機能
 - 二 機構の使用に係る電子計算機と通信できる機能
- 4 前項の規定により電子情報処理組織を使用した法第55条第1項の規定による申告書の提出を行う者は、第6条の2の規定にかかわらず、第6条各号に掲げる書類に記載すべき事項を電子申告等記録事項と併せて入力し、これを送信しなければならない。

他社商標について

- Microsoft、Windows、Excel、Word、Microsoft Edgeまたはその他のマイクロソフト製品の名称および製品名は、米国 Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- 「Adobe」、「Adobe Reader」は、Adobe Systems Incorporated (アドビ システムズ社) の米国ならびに他の国における商標または登録商標です。
- Google Chromeは、Google LLCの商標です。
- その他名称については、各社の登録商標または商標です。
- 会社名、製品名の固有名詞は各社の商号、商標または登録商標です。
- 本手引きに記載されている会社名、システム名、製品名などには必ずしも商標表示 (TM・®) を付記していません。

◎お問い合わせ

■ チャットボットから

賦課金特設サイトの“チャットボット”（5月31日まで）をご利用ください

<賦課金特設サイトTOPページ>



← チャットボット



“賦課金特設サイト”
QRコード

■ 賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」から

チャットボットで解決しない場合等は、

賦課金特設サイトの“お問い合わせフォーム”をご利用ください。



“お問い合わせフォーム”
QRコード

■ フリーダイヤルから（フリーダイヤルの番号が変更になりました）

汚染負荷量賦課金事務局

〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町1丁目6番地 ICON関内2F

 **0120-668-838** (受付：平日9:00～17:00)




補償業務部

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310

ミュージア川崎セントラルタワー8F



リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。